

危険物施設の変更工事に係る完成検査等 に 関 す る 調 査 検 討 報 告 書

平成 24 年 3 月

消防庁危険物保安室

危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討報告書

目次

第1章	検討の概要	
1.1	趣旨	1
1.2	検討項目	2
1.3	検討体制	3
1.4	検討状況	3
第2章	現行制度及び他法令に係る認定事業所制度の概要について	
2.1	危険物施設の変更工事に係る完成検査等について	4
2.2	認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等について	5
2.3	認定事業所の審査等について	6
2.4	全国の認定事業所数	7
2.5	他法令における認定事業所制度の概要について	8
第3章	認定事業所における事故の発生状況及び立入検査時の指摘事項に関する分析結果について	
3.1	認定事業所での事故の発生状況について	12
3.2	認定事業所で発生した事故の詳細な調査について	12
3.3	事故の発生状況に関する分析	14
3.4	立入検査の実施状況について	36
3.5	認定事業所の危険物施設に対する違反指摘事項の内容について	36
3.6	立入検査時の指摘事項に関する分析	37
第4章	認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続の迅速化に向けた手法のあり方について	
4.1	消防本部の取組状況	44
4.2	迅速化に向けた手法のあり方	45
第5章	まとめ	47

危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討報告書

参考資料

目次

- 参考資料－１ 関係法令等の抜粋
- 参考資料－２ 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について
(平成 11 年消防危第 22 号)
- 参考資料－３ 認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について
(平成 21 年消防危第 207 号)
- 参考資料－４ 高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者等の認定取消事例について
- 参考資料－５ 高圧ガス事故件数の推移
(高圧ガス保安協会調べ)
- 参考資料－６ 労働安全衛生法に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定取消事例について
- 参考資料－７ 危険物に係る事故の報告について (抜粋)
(平成 15 年消防危第 85 号・消防特第 175 号)

第1章 検討の概要

1.1 趣旨

市町村長等が工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所（以下「認定事業所」という。）が行う危険物施設の特定の変更工事については、市町村長等は当該認定事業所が自主的に行った検査結果を活用することで、当該危険物施設に赴かずに完成検査等を実施することができるとされている（以下、当該制度を「認定事業所制度」という。）。

一方、「規制改革推進のための3カ年計画（再改訂）」（平成21年3月31日閣議決定）において、認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行い、その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とすることの是非について検討を行うこととされた。

このことを踏まえ、認定事業所における事故発生状況及び市町村長等による立入検査時の指摘事項等の調査・分析を踏まえ、安全の確保を前提に、認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続のあり方について検討を行うことを目的とする。

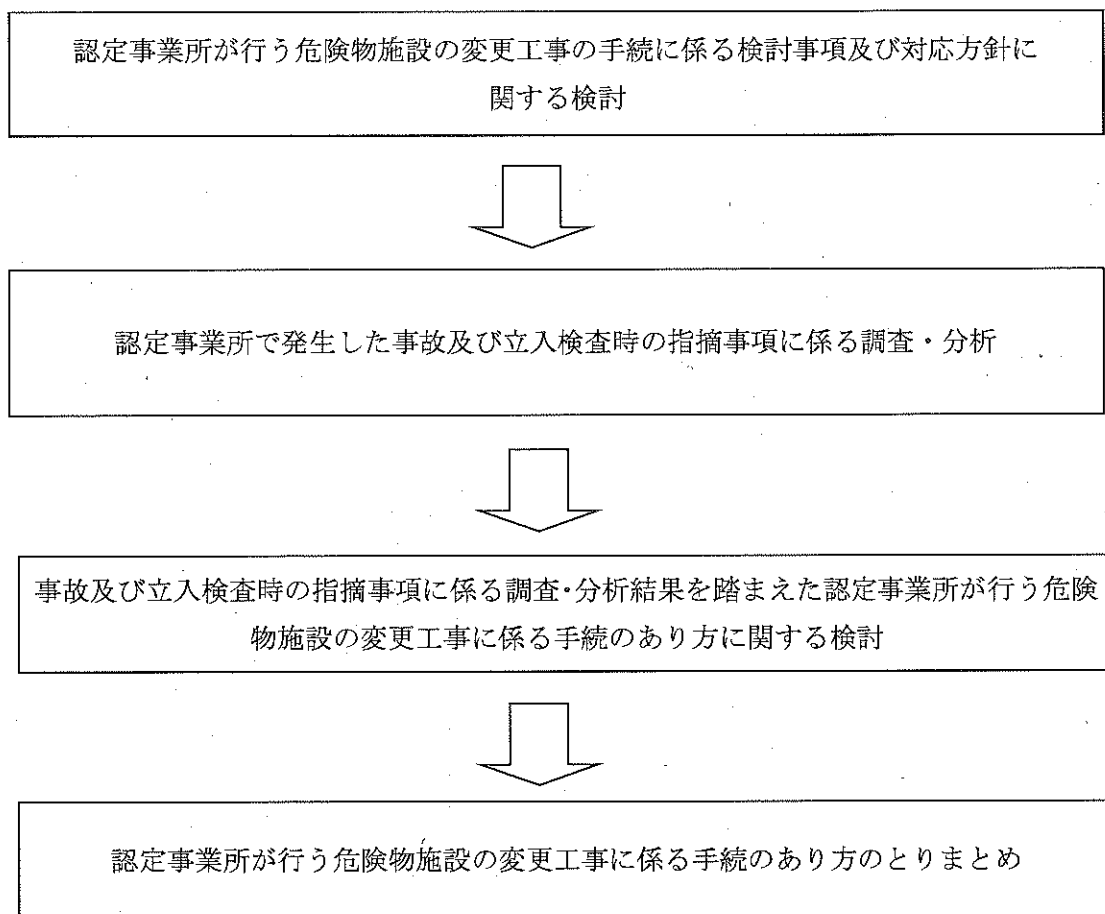
【規制改革推進のための3カ年計画（再改訂）（平成21年3月31日閣議決定）抜粋】

措置内容	認定事業所で発生した事故原因等について徹底した調査・分析を行うべきである。その調査・分析結果も踏まえた上で、安全の確保を前提に、認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とする制度への変更の是非について検討を行う。
実施予定時期	調査・分析は平成21年度開始、以降速やかに検討

1.2 検討項目

- (1) 認定事業所における事故及び立入検査時の指摘事項の詳細な調査・分析に関する事項
- (2) 認定事業所における変更工事に係る手続に関する事項

検討のフロー



1.3 検討体制

危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会委員名簿

(五十音順・敬称略)

役 職	委員名	所属
座 長	大谷 英雄	横浜国立大学大学院環境情報研究院 教授
座長代理	笠井 尚哉	横浜国立大学 准教授
委員	内池 淳	一般財団法人 エンジニアリング協会 安全法規部会委員
委員	大竹 晃行	東京消防庁 予防部危険物課長
委員	越谷 成一	川崎市消防局 予防部危険物課長
委員	小林 昭夫	石油化学工業協会 保安・衛生小委員会委員
委員	西 晴樹	消防研究センター火災災害調査部 原因調査室長
委員	西浦 教之	堺市消防局 予防部指導課長
委員	畑 友彦	横浜市消防局 予防部指導課長
委員	石飛 雅彦	一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 部長
委員	緑川 元康	財団法人 全国危険物安全協会 業務部長
委員	森 秀信	北九州市消防局 予防部指導課長
委員	和田 正彦	危険物保安技術協会 業務部上席調査役

○ 事務局

消防庁危険物保安室 危険物保安室長 鈴木 康幸
 課長補佐 中本 敦也
 危険物施設係長 竹本 吉利
 総務事務官 鈴木 和政

1.4 検討状況

検討の状況は以下のとおりである。

危険物施設の変更工事に係る完成検査等に関する調査検討会

第1回検討会： 平成 23 年 8 月 30 日

第2回検討会： 平成 24 年 2 月 23 日

第3回検討会： 平成 24 年 3 月 8 日

第2章 現行制度及び他法令に係る認定事業所制度の概要について

2.1 危険物施設の変更工事に係る完成検査等について

消防法（以下「法」という。）において、危険物施設の位置、構造若しくは設備を変更したときは、市町村長等が行う完成検査を受け、危険物の規制に関する政令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないこととされている（法第11条第5項）。

また、危険物施設の位置、構造若しくは設備の変更に係る工事において、当該危険物施設が液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを有し、当該タンクに係る変更工事を行う場合には、完成検査を受ける前に、当該タンクに係る部分が技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査（完成検査前検査）を受けなければならないこととされている（法第11条の2第1項）。危険物施設の所有者等は、変更工事が終了する等の場合に、完成検査等の申請を行い、完成検査等を受け、市町村長等より完成検査済証を交付された後に、当該施設の使用を再開できる。変更工事に係る手続の流れ（イメージ図）を図1に示す。

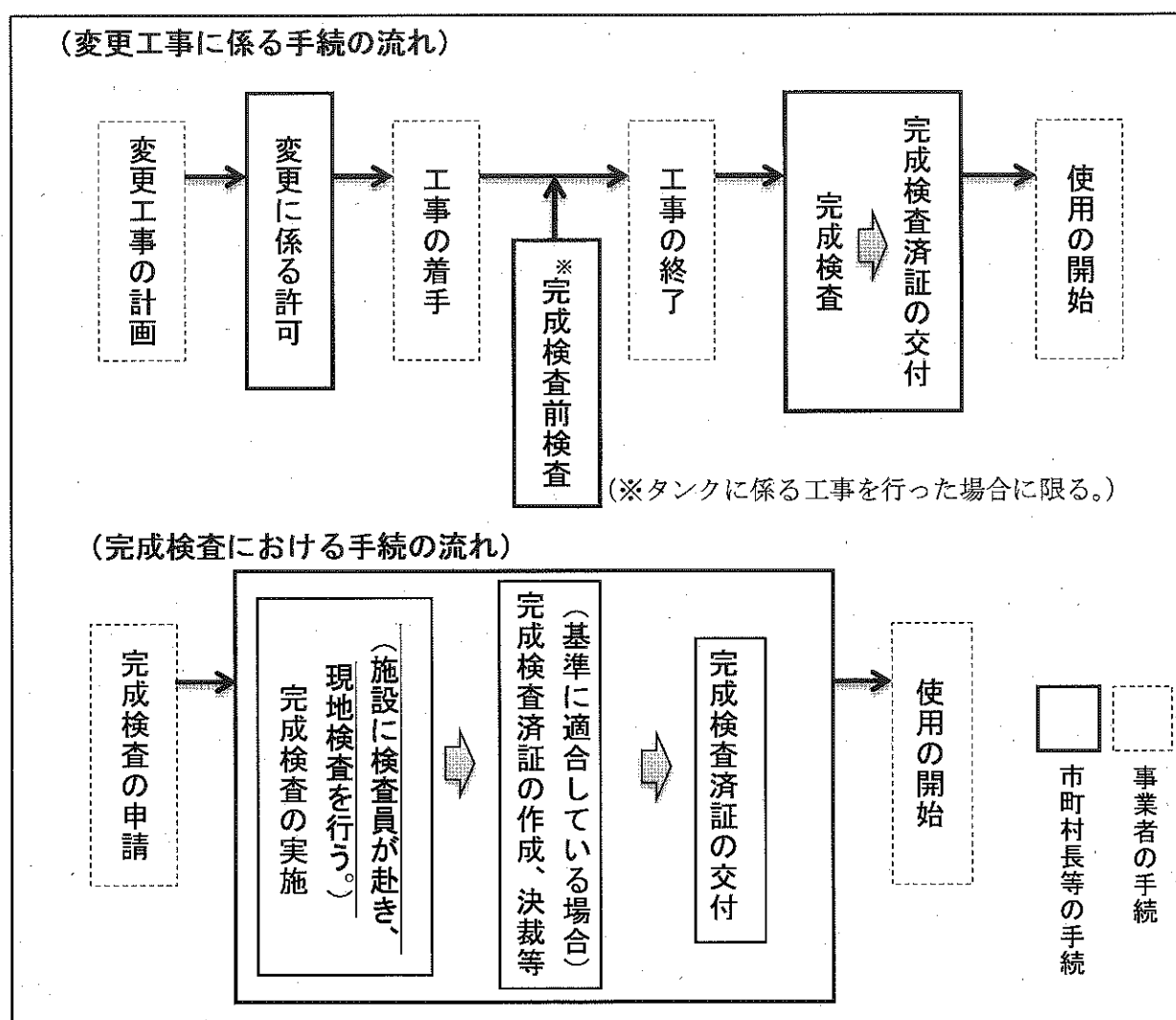


図1 危険物施設の変更工事に係る手続の流れ（イメージ図）

2.2 認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等について

- (1) 市町村長等が工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査等について、市町村長等は、認定事業所の自主検査結果を活用して、当該危険物施設に赴かずに完成検査等を実施することができることとされている。認定事業所の審査基準及び認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等の手続等については、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日消防危第22号。以下「22号通知」という。）において示されている。図2に、認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等の手続（イメージ図）を示す。

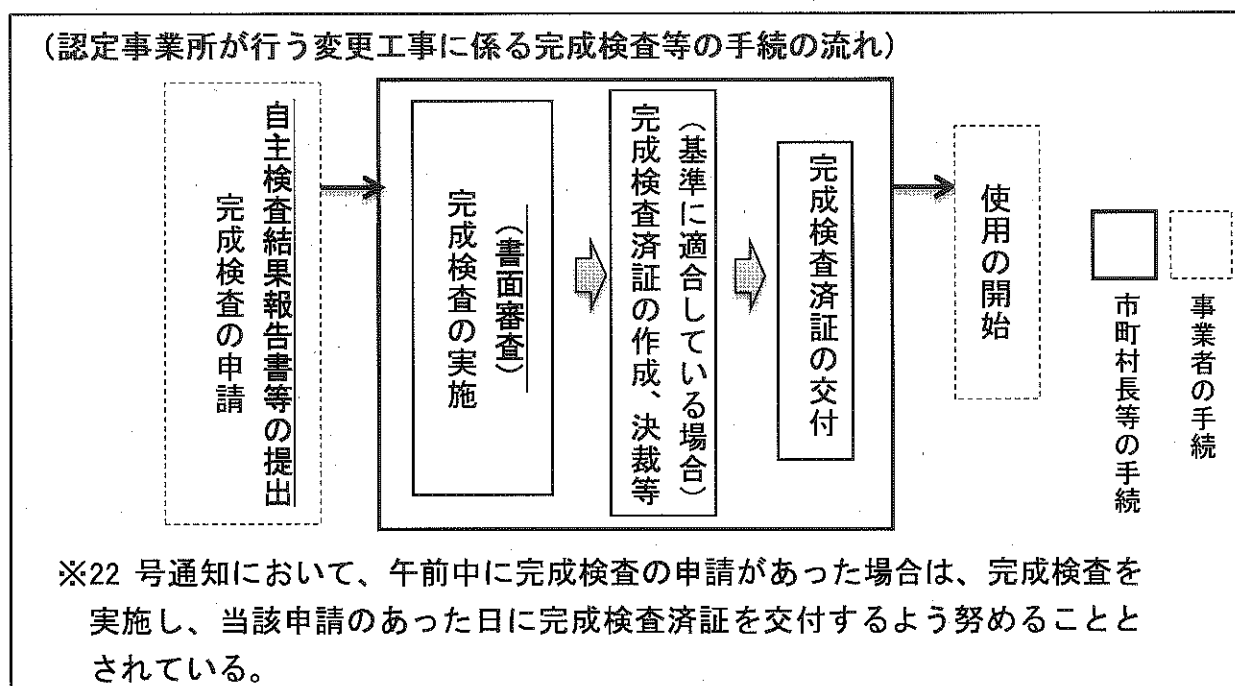


図2 認定事業所が行う変更工事に係る完成検査等の手続（イメージ図）

- (2) 危険物施設に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができる認定事業所が行う変更工事は以下のとおり。

ア 完成検査※

- ①建築物及び工作物
- ②タンク（タンク本体、附属設備、防油堤等）
- ③危険物取扱機器、配管等
- ④消火設備（第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設（防護区域の拡

大を伴うものに限る。)を除く。)

⑤警報設備(自動火災報知設備の新設又は増設(警報区域の拡大を伴うものに限る。))を除く。)

⑥その他(電気設備、制御設備、標識・掲示板等)

イ 完成検査前検査の対象となる変更工事

容量千キロリットル未満のタンクの水張(水圧)試験を要する変更工事

※ 次の a～c に該当する変更工事は、認定事業所が行う変更工事であっても、市町村長等は、当該危険物施設に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査を実施することはできないこととされている。

a 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの

b 容量千キロリットル以上のタンク本体の工事(特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の工事は除く。)

c 次の項目に該当するものとして、市町村長等が変更許可に際して特に指示するもの

- ・ 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの
- ・ 当該変更工事に危政令第 23 条を適用したもの(特に一般的でないもの)
- ・ 法令適用基準の変更を伴うもの

2.3 認定事業所の審査等について

(1) 認定事業所の申請要件

市町村長等が認定の申請を受理することができる事業所は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内又はこれらの区域と同等の防災上の措置がなされているものとして認められる区域内にある事業所であって、次の要件のいずれにも該当しないものであることとされている。

- ① 当該事業所に係る危険物施設の使用を開始した日から 2 年経過していないもの。
- ② 当該事業所に係る危険物施設において、次の事故が発生して 2 年経過していないもの。

ア 死者が 1 名以上又は重傷者 2 名以上発生した火災等の事故

イ 社会的影響が大きいと認められる事故

- ③ 消防法第 3 章に規定する命令(法第 12 条の 3 に規定する緊急使用停止命令を除く。)を受けて、当該命令に係る改善措置を講じた日から 2 年経過していないもの。
- ④ 認定を取り消された日から 2 年経過していないもの。

(2) 認定に係る審査基準等

市町村長等は、事業所からの申請に基づき、次の審査項目について、当該事業所が審査基準に適合しているかについて審査し、当該事業所を認定事業所と認めることとされている。

(審査項目)

①事業所の保安体制

- ア 本社における保安体制
- イ 事業所における保安体制

②自主検査体制

③事業所の保安実績

- ア 事故の状況
- イ 立入検査時の指摘状況
- ウ 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況

(3) 認定の有効期限及び認定の更新

認定の有効期間は、5年間とされている。認定の有効期間の経過後も当該認定を継続する場合は、当該事業所は、市町村長等に認定の更新に係る申請を行い、市町村長等の審査を受ける必要がある。

(4) 認定の取り消し

市町村長等は、認定事業所が次に掲げる事由の一つに該当すると認めるときは認定を取り消すことができることとされている。

- ① 認定の申請を受理することができる事業所の要件に適合しなくなったとき
- ② 認定に係る審査基準（事業所の保安体制、自主検査体制に係る項目に限る。）に適合しなくなったとき
- ③ 認定事業所が審査項目に係る保安体制等を変更した場合は市町村長等に当該変更に係る認定を受ける必要があるが、市町村長等に当該変更に係る認定を受けずに変更した場合（保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更等を除く。）

2.4 全国の認定事業所数について

平成22年12月31日時点の認定事業所数は、全国で17事業所である。その内訳は次のとおり。

- ・北海道・・・1事業所（平成11年）
- ・茨城県・・・2事業所（平成12年に1件、平成13年に1件）

- ・千葉県・・・1事業所（平成13年）
- ・神奈川県・・・2事業所（平成11年に1件、平成12年に1件）
- ・三重県・・・2事業所（平成11年に1件、平成12年に1件）
- ・香川県・・・1事業所（平成21年）
- ・福岡県・・・8事業所（平成14年3件、平成15年2件、平成16年2件、平成17年に1件）

※括弧内は、事業所の認定年度を示す。

2.5 他法令における認定事業所制度の概要について

高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号、以下「保安法」という。）では、高圧ガス施設の変更工事の完成検査や保安検査を自ら行うことができる認定事業所制度が法制化されている。

一方、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）では、平成18年度に厚生労働省において実施された「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」において、「高圧ガス保安法における事業所の事故及び高圧ガス製造事業所の事故並びに危険物施設における火災・漏えい事故はいずれもが増加を続けており、過去最も高い水準にある」こと、及び「国民の安全が脅かされる事案や企業活動に対する信頼をゆるがせ安心が阻害される事案が発生している」こと等から、自主検査制度の導入が見送られている。

以下に、保安法における認定事業所制度の概要等を示す。

（1）保安法における認定事業所制度の概要

- ①事業者は事業の許可を都道府県知事から受けなければならない。
- ②高圧ガス製造事業者等は、その製造設備等について、補修等の変更工事を行う場合、都道府県知事の許可を得るとともに、完了時に都道府県知事が行う完成検査を受けなければならないこととされている。（保安法第14条第1項、第19条第1項）
- ③高圧ガス製造事業者は、その製造設備について、都道府県知事が行う保安検査を年1回受けなければならない。（保安法第35条第1項）
- ④ただし、自ら変更工事に係る完成検査又は保安検査を行うことができるものとして経済産業大臣の認定を受けている者（認定完成検査実施者又は認定保安検査実施者）については、自ら完成検査又は保安検査を行い、その記録を都道府県知事に提出すれば、都道府県による完成検査又は保安検査を受けなくともよい。
- ⑤認定の有効期間は5年間であり、当該期間内に更新が行わなければ、認定の効力が失われる。
- ⑥「高圧ガスによる災害が発生したとき」、「発火その他高圧ガスによる災害の発生のおそれのある事故が発生したとき」、「認定基準に該当していないと認められるとき」

等は、経済産業大臣は認定を取り消すことができることとされている。(保安法第 39 条の 12 第 1 項)

⑦認定を取り消された事業者は、取り消し後 2 年間は、再び認定を受けることができない。(保安法第 39 条の 6 第 1 項)

(2) 認定事業所制度の状況

平成 23 年 7 月現在の認定取得事業所数は以下のとおり。

- ・認定完成検査実施者 78 事業所
- ・認定保安検査実施者 (運転中) 89 事業所
- ・認定保安検査実施者 (停止中) 91 事業所

(高圧ガス保安協会ホームページより参照)

(3) 認定完成検査実施者の審査基準について

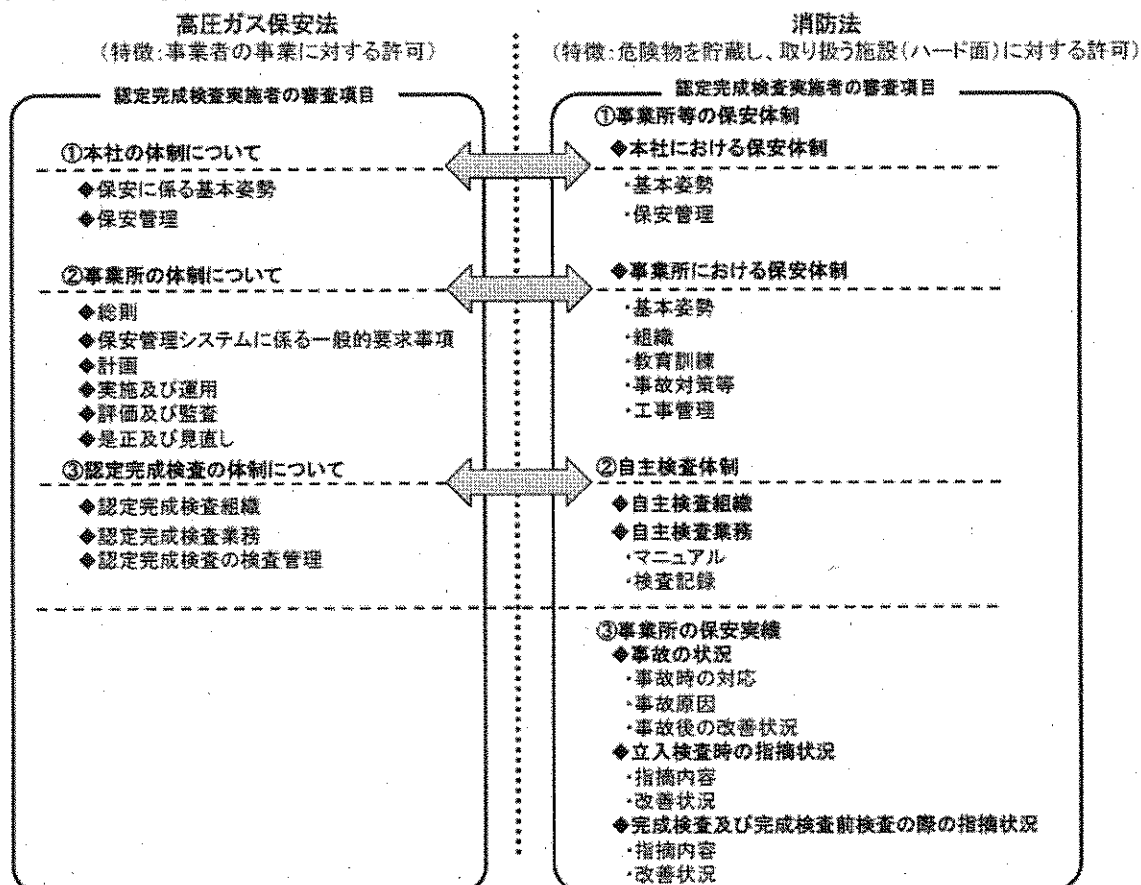
①事業所の保安体制

- ア 本社の体制について
- イ 事業所の体制について

②認定完成検査の体制について

※消防法における認定事業所制度の審査項目と類似した内容であるが、事業所の保安実績については、保安法に係る審査項目には含まれていない。

(審査項目の比較)



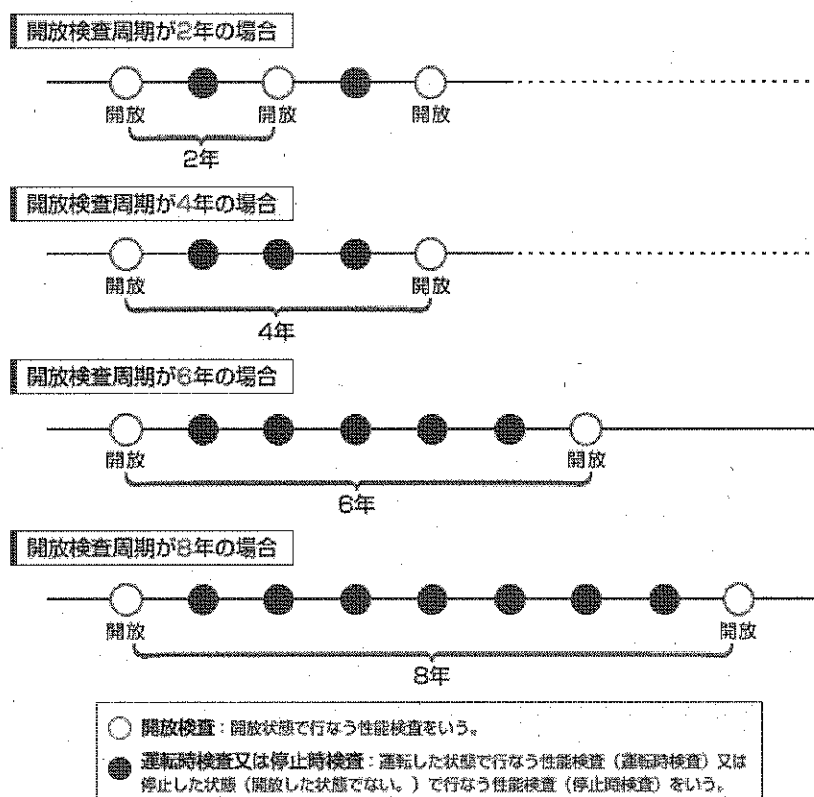
<参考>

労働安全衛生法のボイラー及び第一種圧力容器の定期的な検査に係る制度の概要について

(1) 制度の概要

- ① 労働安全衛生法のボイラー及び第一種圧力容器の設置後に公布される検査証は、有効期間が1年と定められており、有効期間を更新するため、登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならないこととされている。
- ② ボイラー等の性能検査を受ける者は、受検の前に、ボイラー等の内部を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならないこととされており、運転を止める必要がある。
- ③ ただし、所轄労働基準監督署長が、内部の冷却及び掃除をしない状態で性能検査を受けることができると認定したボイラー等は、運転を停止せずに登録性能検査機関が行う性能検査を受けることができる。(開放検査周期認定制度という。)
- ④ 開放検査周期認定を受けることにより、開放検査(運転を止めて行う性能検査)は、認定を受けた開放検査周期(2年、4年、6年、8年の周期区分がある。)毎に1回行い、それ以外の年の性能検査は運転時検査とすることができる。
- ⑤ 認定の有効期間は、認定の日から5年間とされている。

(開放検査周期について)



(社団法人日本ボイラ協会ホームページより引用)

(2) 認定の要件について

- ・設置事業場において、過去の3年間事故が発生していない。
 - ・安全管理体制、運転管理体制、保全管理体制が整備され、適切な管理が行われていること。
 - ・適切な自動制御装置を備えていること。
- ／等

(3) 認定の取り消しについて

所轄労働基準監督署長は、認定を受けた者等について、「認定の要件を満たさなくなったとき」、「認定後に行われる性能検査において、認定の対象となっているボイラー等が不合格とされ、又は補修等指示がなされたとき」等の事由に該当した場合は、ボイラー等の全部又は一部について認定を取り消すことができることとされている。

第3章 認定事業所における事故の発生状況及び立入検査時の指摘事項に関する 分析結果について

3.1 認定事業所での事故の発生状況について

(1) 認定事業所で発生した事故件数について

認定事業所においては、平成11年から平成22年12月31日までの間に、60件の事故が発生している。以下にその内訳及び年度別の事故発生状況を表1に示す。

(平成11年から平成22年12月31日までに発生した認定事業所での事故)

- ・火災事故・・・・・・・・・・21件
- ・流出事故・・・・・・・・・・30件
- ・破損・その他の事故・・ 9件 合計 60件

表1 認定事業所の事故発生状況（年別）

年	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	合計
認定事業所数	3	6	8	11	13	15	16	16	16	16	17	17	17
総事故件数	—	—	3	3	3	5	3	8	11	7	8	9	60
(内訳) 火災	—	—	1	1	2	3	1	1	2	5	3	2	21
流出	—	—	2	2	—	2	1	4	7	2	5	5	30
破損等	—	—	—	—	1	—	1	3	2	—	—	2	9
(施設形態別) 製造所	—	—	—	1	2	3	1	4	2	5	2	1	21
屋外タンク貯蔵所	—	—	1	—	—	1	—	1	2	—	4	5	14
移送取扱所	—	—	—	2	—	—	1	1	3	—	—	—	7
一般取扱所	—	—	2	—	1	1	1	2	3	2	2	3	17
不明 ^{注1)}	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1

注1) 施設形態別の「不明」については、認定事業所内で事故（流出）が発生したものの、施設区分を特定することができなかったものである。

注2) 事故件数は各年1月1日から12月31日までに発生したものを集計している。

3.2 認定事業所で発生した事故の詳細な調査について

「規制改革推進のための3カ年計画（再改訂）」（平成21年3月31日閣議決定）を踏まえ、「認定事業所に係る調査依頼について」（平成21年消防危第160号、以下「160号通知」という。）により、平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間、認定事業所の所在地を所管する消防本部に依頼し、認定事業所の危険物施設における事故発生状況につ

いて調査を実施した。これらの調査結果及び「危険物に係る事故報告」等を元に、認定事業所で発生した事故及び立入検査の指摘事項の分析を進めた。

3.3 事故の発生状況に関する分析

(1) 危険物施設を取り巻く状況

認定事業所で発生した事故の分析を進めるにあたり、現在の危険物施設に係る事故発生状況の傾向や危険物施設を保有する事業者の状況について概括する。

危険物施設での事故発生件数は、近年高い水準で推移しており、図3に示すとおり、平成元年以降事故が最も少なかった平成6年と比べると、危険物施設数は減少しているにもかかわらず、事故発生件数は2倍弱に増加している。平成22年中の事故発生件数は536件となっており、前年に比べて14件増加している。

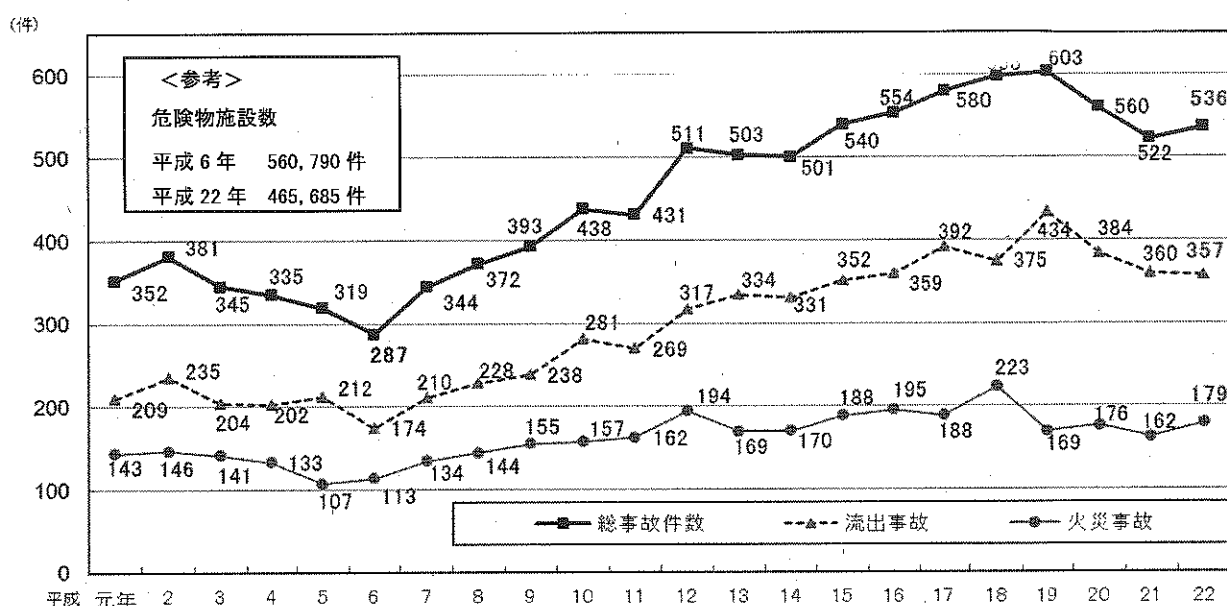


図3 危険物施設における火災及び流出事故発生件数の推移

(事故発生件数の年別の傾向を把握するために、震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除いている。)

認定事業所制度の運用が開始された平成11年中と平成22年中の事故の発生状況を図4に示す。図4から、平成22年中の総事故件数(536件)は、平成11年中の総事故件数(431件)に比べて約1.24倍となっており、人的要因、物的要因に係る事故についてもそれぞれ約1.14倍(H11:224件、H22:255件)、約1.77倍(H11:127件、H22:225件)と増加している。

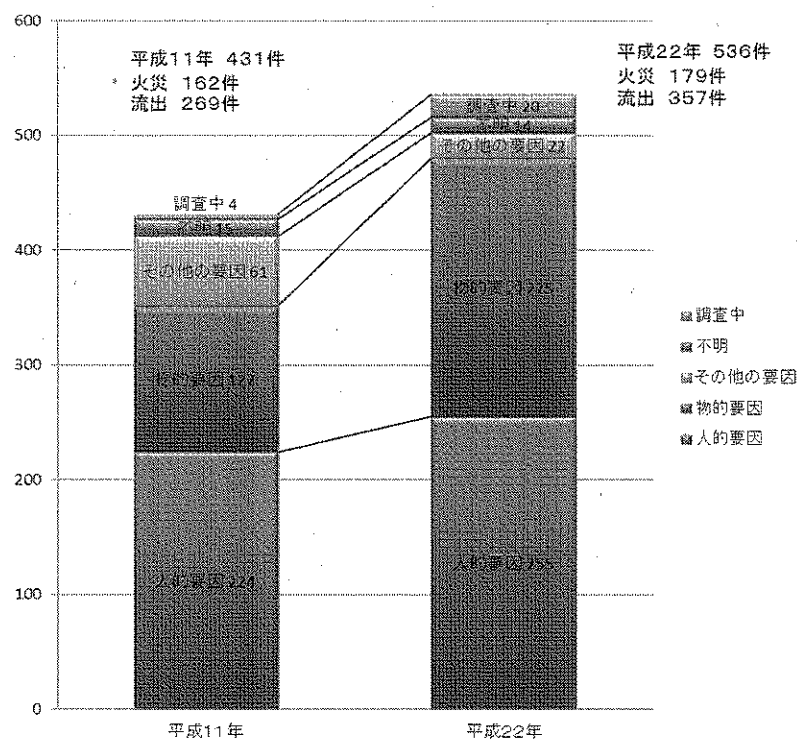


図4 平成11年と平成22年中に発生した事故の発生状況
(震度6弱以上(平成8年9月以前は震度6以上)の地震により発生した件数を除いている。)

また、近年、事業所の従業員に占める協力会社従業員の割合が高くなっている。平成21年度に危険物施設を有する99事業所にアンケート調査を実施したところ、事業所従業員に占める協力会社従業員の割合が60%以上の事業所の99事業所に占める割合は、平成11年は6%(6事業所)であったところ、平成21年には16%(16事業所)と増大している(図5参照)。また、平成18年1月には、屋外タンク貯蔵所において協力会社の不適切な保安管理体制により、協力会社従業員5名が死亡し、2名が負傷する被害の大きな爆発事故が発生したことに鑑みれば、業務の複層化、細分化が進むことに伴い、事故の発生危険性・拡大危険性が増していると考えられ、このような点を踏まえても危険物施設の適切な保安管理体制の確保は重要さを増している。

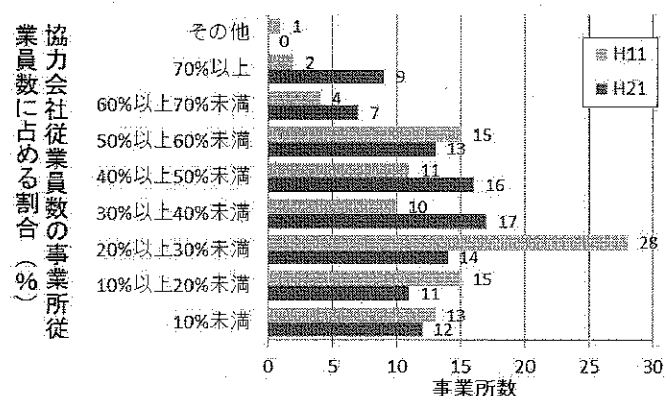


図5 協力会社等従業員比率の推移
(事業所の従業員数に対する比率(%)、平成21年と平成11年の比較)

(2) 事故発生件数からの比較

認定事業所数の最も多い平成 21 年、22 年について、表 2 に危険物施設数と認定事業所が有する危険物施設数を示す。

表 2 全国の危険物施設数と認定事業所に存する危険物施設数について

	平成 21 年 3 月 31 日時点		平成 22 年 3 月 31 日時点	
	全国	認定事業所内	全国	認定事業所内
全施設数	475,989	1,819	465,685	1,766
製造所	5,154	95	5,164	89
屋内貯蔵所	53,182	115	52,637	117
屋外タンク 貯蔵所	69,756	1,200	68,606	1,163
屋内タンク 貯蔵所	12,574	1	12,287	1
地下タンク 貯蔵所	105,206	6	102,417	6
簡易タンク 貯蔵所	1,204	—	1,170	—
移動タンク 貯蔵所	72,387	2	70,232	2
屋外貯蔵所	11,281	59	11,213	59
給油取扱所	72,121	6	70,005	6
販売取扱所	2,034	—	1,979	—
移送取扱所	1,208	64	1,190	64
一般取扱所	69,882	271	68,785	259

表 1 及び表 2 から、平成 21、22 年中における 1 万施設当たりの事故発生件数（各年中における事故件数を施設数で除した値に 10,000 を乗じた値）について、認定事業所以外の全危険物施設と認定事業所の危険物施設との比較を図 6 に、施設形態別の比較を図 7 から図 9 に示す。なお、認定事業所以外の全危険物施設の事故件数は、統計上、火災及び流出以外の事故件数を集計していないことから、認定事業所以外の全危険物施設と比較するために認定事業所で発生した破損等（平成 22 年度に発生した 2 件）は除いている。

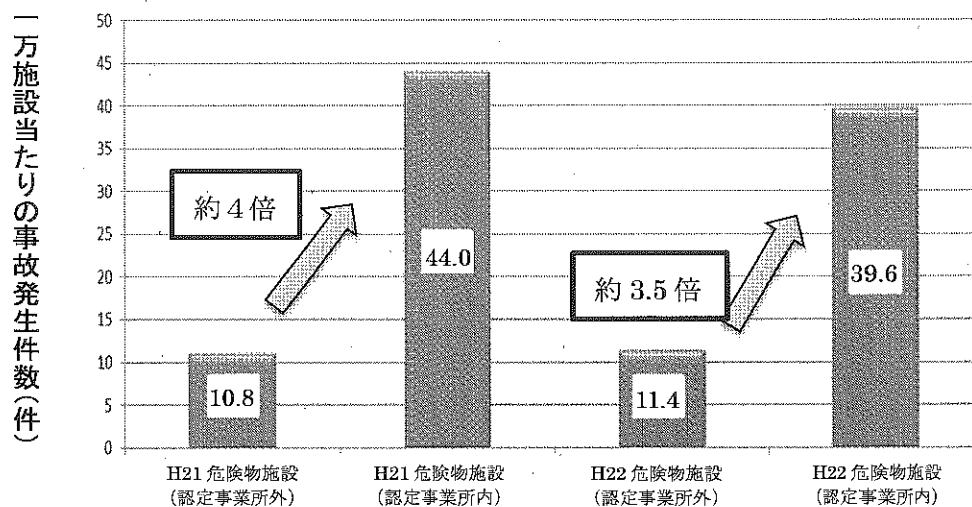


図6 1万施設当たりの事故発生件数（認定事業所外と認定事業所内の比較）

（参考）事故発生件数について

	平成 21 年中		平成 22 年中	
	認定事業所外	認定事業所内	認定事業所外	認定事業所内
施設数	474,170	1,819	463,919	1,766
事故件数	514	8	529	7
1万施設当たりの事故発生件数	10.8	44.0	11.4	39.6

図6から、1万施設当たりの事故発生件数については、平成21、22年中ともに、認定事業所以外の全危険物施設に比べて、認定事業所は平均して約3.8倍となっていることがわかる。

次に、平成21、22年中に発生した認定事業所の事故については、製造所、屋外タンク貯蔵所及び一般取扱所に発生していることから（表1参照）、これらの施設区分に関して、当該年中における認定事業所以外の施設と認定事業所の施設の1万施設当たりの事故発生件数を比較する。

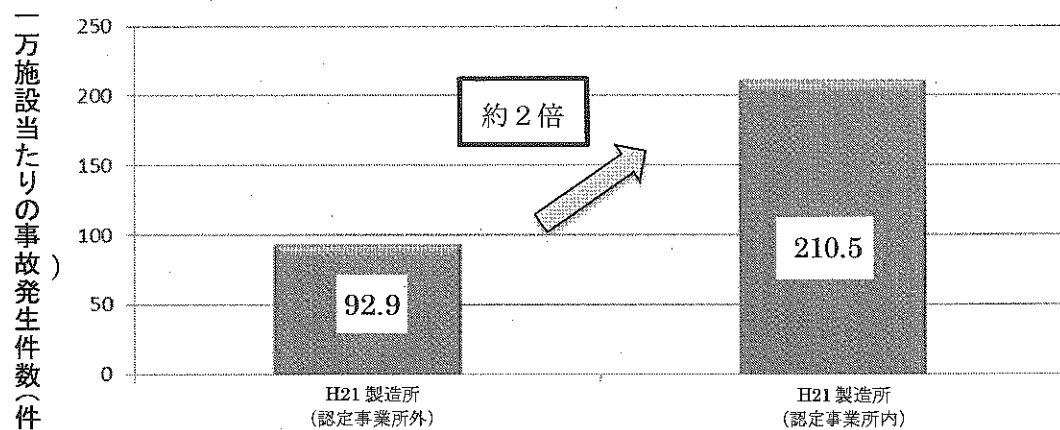


図7 製造所における1万施設当たりの事故発生件数
(認定事業所外と認定事業所内の比較)

(参考) 事故発生件数について

製造所	平成 21 年中		平成 22 年中	
	認定事業所外	認定事業所内	認定事業所外	認定事業所内
施設数	5,059	95	5,075	89
事故件数	47	2	40	—
1万施設当たりの事故発生件数	92.9	210.5	78.8	—

※ 平成 22 年中において、認定事業所が有する製造所で事故は発生していない。

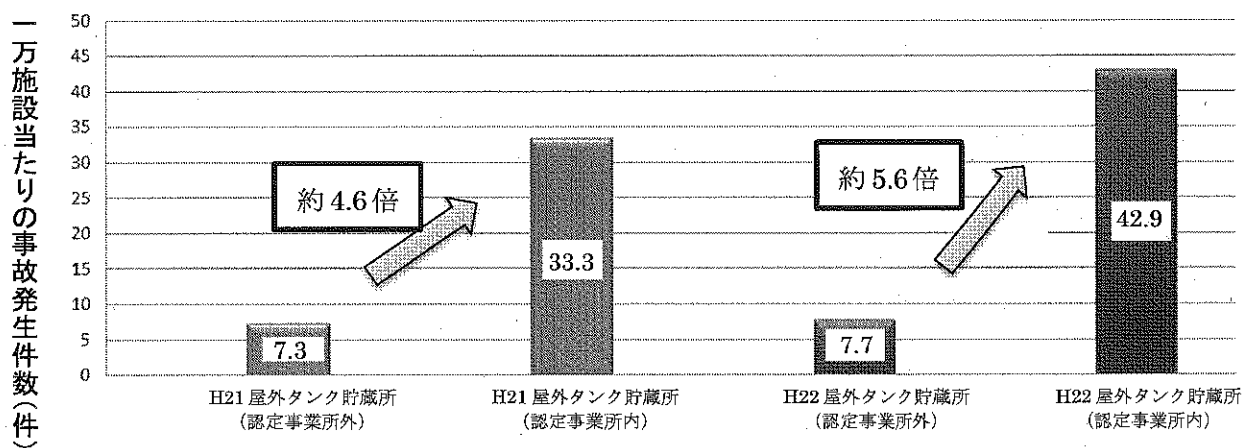


図8 屋外タンク貯蔵所における1万施設当たりの事故発生件数
(認定事業所外と認定事業所内の比較)

(参考) 事故発生件数について

屋外タンク貯蔵所	平成 21 年中		平成 22 年中	
	認定事業所外	認定事業所内	認定事業所外	認定事業所内
施設数	68,556	1,200	67,443	1,163
事故件数	50	4	52	5
1 万施設当たりの事故発生件数	7.3	33.3	7.7	42.9

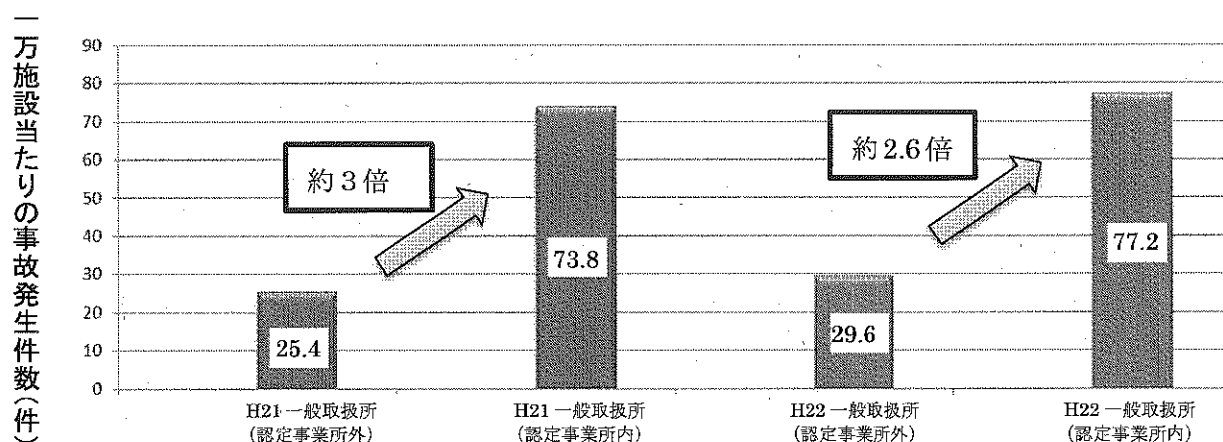


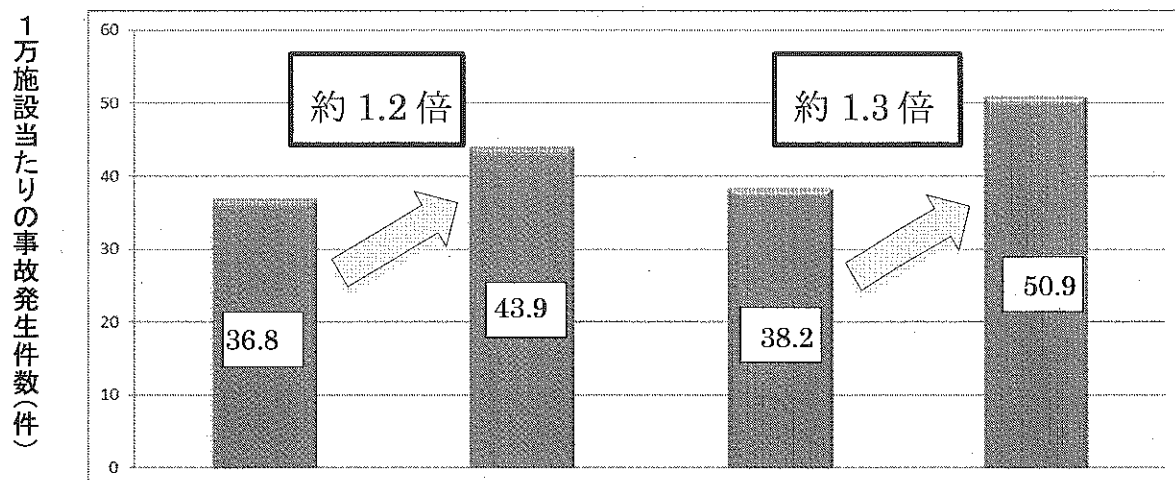
図9 一般取扱所における1万施設当たりの事故発生件数
(認定事業所外と認定事業所内の比較)

(参考) 事故発生件数について

一般取扱所	平成 21 年中		平成 22 年中	
	認定事業所外	認定事業所内	認定事業所外	認定事業所内
施設数	69,611	271	68,526	259
事故件数	177	2	203	2
1 万施設当たりの事故発生件数	25.4	73.8	29.6	77.2

図7から図9に示すとおり、施設形態別の1万施設当たりの事故発生件数について、平成21、22年中ともに、認定事業所を除いた各施設全体と比べて、平均して認定事業所が有する製造所は約1.2倍、一般取扱所は約2.7倍となっており、屋外タンク貯蔵所は約5.1倍と他の施設に比べて高いことがわかる。

次に、平成21、22年中に発生した認定事業所の事故について、比較的事业所の規模が類似している特定事業所(認定事業所を含まない)との比較を同様に行う。



H21 特定事業所 H21 認定事業所 H22 特定事業所 H22 認定事業所

図 10 1万施設当たりの事故発生件数(特定事業所と認定事業所の比較)

	平成 21 年中		平成 22 年中	
	特定事業所内※1	認定事業所内※2	特定事業所内※1	認定事業所内※2
施設数	32,874	1,819	32,676	1,766
事故件数	121	8	125	9
1万施設当たりの事故発生 件数	36.8	43.9	38.2	50.9

(参考) 事故発生件数について

※1 特定事業所内の危険物施設数から認定事業所内の危険物施設数を引いた数

※2 認定事業所内の危険物施設数

注 1) 特定事業所とは、石油コンビナート等特別防災区域内(※1)又はこれらの区域と同等の防災上の措置がなされているものとして認められる区域内にある事業所をいう。

注 2) 石油コンビナート等特別防災区域は、石油コンビナート等災害防止法(昭和 50 年法律第 84 号)第 2 条第 2 号の規程により、大量の石油(貯蔵・取扱量が 10 万キロリットル以上)又は大量の高圧ガス(処理量が 2 千万立方メートル以上)が集積している地域であり、ひとたび火災等が発生した場合には甚大な被害となることが懸念されることから、消防法や高圧ガス保安法等の規制に加えて、自衛防災組織の設置の義務付けや事業所内の施設配置を規制(レイアウト規制)することにより、災害の拡大防止を図っている。

図 10 から、1 万施設当たりの事故発生件数については、平成 21、22 年中ともに、特定事業所に比べて、平均すると認定事業所は約 1.3 倍となっており、同規模の事業所と比較した場合でもやや大きいことが分かる。

なお、特定事業所内における事故発生率は他の危険物施設と比較したところ平均して約 4.1 倍大きいことに留意する必要がある。

イ 認定事業所で発生した事故の被害について

認定事業所で発生した事故 60 件の主な被害は次のとおりである。なお、損害額が 1 万円未満の事故は 60 件中 24 件（損害額不明を除く。）となっている。

（ア） 人的被害

人的被害のあった事故は 4 件あり、死者及び重傷者 2 名以上の事故はないが、重傷者 1 名が発生した事故（火災）が 1 件、重傷者 1 名及び軽傷 1 名が発生した事故（火災）が 1 件、軽傷者 1 名の事故が 2 件（火災 1 件、流出 1 件）発生している。

(イ) 物的被害

a 火災

損害額が 1000 万円以上の火災は 3 件あり、以下にその事例を示す。

発生日時	事業所の概要	事故の概要	被害
平成 13 年 6 月 29 日	一般取扱所、第 4 類第 1 石油類等、564.7 倍	ガスタービン発電設備の脱硫装置内に循環液を注入するポンプで空引きが発生し、脱硫装置内の温度が上昇して、装置内のポリプロピレン製の部品が発火し火災が発生した。	ガスタービン設備を焼損、損害額 13,848 万円
平成 16 年 4 月 21 日	製造所、第 4 類第 1 石油類等、指定数量 8027.4 倍	重油脱硫装置内に亀裂が発生し、亀裂から重油が噴出し、火災が発生した。事故発生から鎮火までに 53 時間を要した。	重油脱硫装置を焼損、損害額 3,700 万円
平成 20 年 4 月 20 日	製造所、第 4 類特殊引火物等、指定数量 61,987.78 倍	パラキシレン製造装置において、誤操作により 188℃の液体をポンプ内に循環させたため、急激な温度変化が発生し、装置内の配管に亀裂が生じ、キシレンが流出して火災が発生した。火災により混合油約 10 キロリットルが消失し、製造装置等が焼損した。	製造所装置焼損、損害額 6775 万円

b 流出

流出量 100 リットル以上の流出事故は 7 件あり、以下にその事例を示す。

発生日時	事業所の概要	事故の概要	被害
平成 16 年 11 月 9 日	屋外タンク貯蔵所、第 4 類第 1 石油類、指定数量 336,100 倍	タンカーからナフサを受け入れている屋外タンク貯蔵所の側板部のミキサーからナフサが流出した。	ナフサ 58,000 リットル
平成 19 年 3 月 3 日	一般取扱所、第 4 類第 1 石油類、指定数量 500,000 倍	船舶から軽油を荷役中、船からのホースと受入配管結合部が外れ、軽油が流出した。	軽油 1606.5 リットル
平成 19 年 4 月 21 日	移送取扱所、第 4 類第 2 石油類、指定数量 1,112 倍	バース接岸中の船内において、スチレンモノマー荷上げの際、船内のポンプ配管の弁を閉め忘れたことによりポンプ室にスチレンモノマーが流入した。	スチレンモノマー 4,000 リットル

平成 19 年 10 月 22 日	一般取扱所、重油、指定数量 1,402 倍	一般取扱所から船舶へ荷役中、ポンプ設備が異常により停止したところ、加熱装置付き配管に滞留していた重油が加熱により膨張し、配管破断により流出した	重油 400 リットル
平成 20 年 10 月 8 日	一般取扱所、第 4 類第 2 石油類、指定数量 50 倍	サンプリング配管の腐食により、防油堤内に流出し、防油堤の貫通部等のモルタルシール部の劣化により堤外へ流出した。	クロロベンゼン約 3,000 リットル
平成 21 年 8 月 11 日	屋外タンク貯蔵所、第 4 類第 2 石油類、指定数量 9,900 倍	タンクミキサーの内挿管を交換した際、固定ボルトを正規品と形状と異なるものを取り付けたため、必要な固定力を満たさないために内挿管のシール機能が働かず、流出した。 (後述の表 8 - 3 に記載の事故と同じ事例)	ジェット燃料 600 リットル
平成 22 年 10 月 22 日	屋外タンク貯蔵所、重油、指定数量 13597.5 倍	タンクの付属設備である配管から重油 3500 が流出した。(後述の表 8 - 1 に記載の事故と同じ事例)	重油 350 リットル

ウ 認定事業所における事故の原因について

認定事業所で発生した 60 件(平成 11 年から平成 22 年 12 月 31 日までの総事故件数)の事故の原因を表 3 に、これら 60 件の事故と平成 11 年から平成 22 年中に発生した事故の種別及び原因別の比較を図 1 1 に示す。

表 3 認定事業所で発生した事故の原因

事故の種別	事故原因			
		件数		件数
火災	人的要因	13	維持管理不十分	7
			操作確認不十分	3
			誤操作	3
	物的要因	8	腐食等劣化	4
			施工不良	2
			設計不良	1
			故障	1
流出	人的要因	11	維持管理不十分	2
			操作確認不十分	9
	物的要因	18	腐食等劣化	15
			施工不良	2
			設計不良	1
破損	人的要因	2	維持管理不十分	1
			操作確認不十分	1
	物的要因	4	腐食等劣化	3
			施工不良	1
	その他の要因	2	地震等災害	2
その他	物的要因	1	腐食等劣化	1

注) 平成 11 年から平成 22 年 12 月 31 日までに発生した認定事業所での総事故件数を示している。

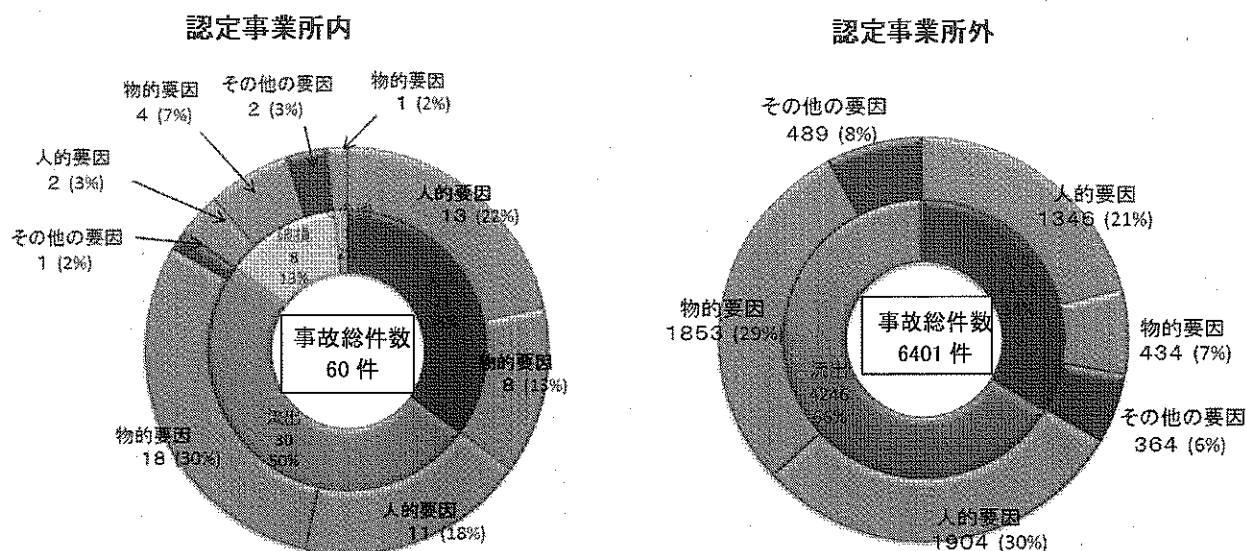


図11 事故種別と事故の要因の比較(認定事業所外と認定事業所内の比較)

注) 認定事業所外と認定事業所内の事故総件数は、平成11年から平成22年中に発生した事故件数を合計したものである(図12-2において同じ。)。また、認定事業所外の事故件数については、統計上、火災及び流出以外の事故件数を集計していないため、火災及び流出の事故件数となっている。

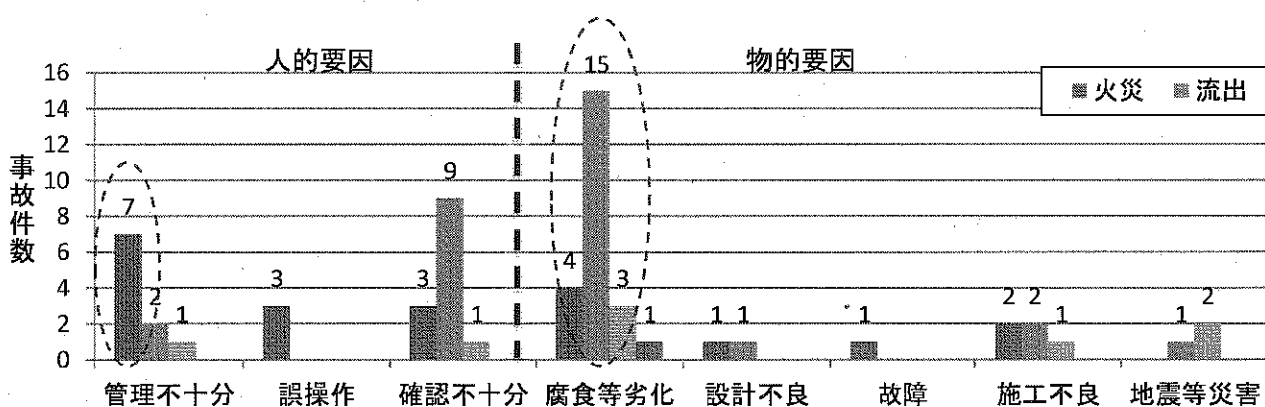


図12-1 認定事業所内で発生した事故原因(60件)

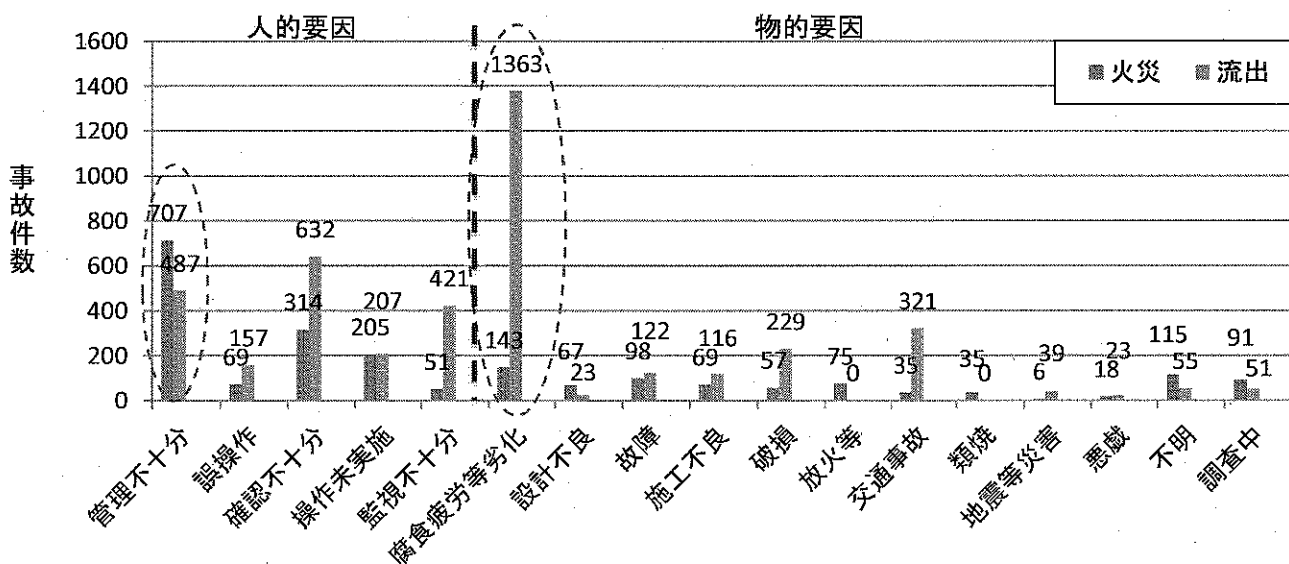


図12-2 認定事業所外で発生した事故原因(6401件)

図11及び図12-1から、認定事業所で発生した事故60件について、火災においては、物的要因（8件、火災件数占める割合13%）比べて人的要因による事故（13件、同22%）が多く、人的要因のうち管理不十分を原因とするものが最も多い（13件中7件（53%））。また、流出においては、人的要因（11件、流出件数に占める割合18%）に比べて物的要因による事故（18件、同30%）が多く、物的要因のうち腐食等劣化を原因とするものが最も多い（18件中15件（83%））。

上述の認定事業所で発生した事故の傾向は、危険物施設で発生した事故の発生状況を比較すると、類似した傾向を示すことがわかる（図11、図12-2参照）。

エ 事業所別の事故発生状況について

事業所別の事故発生状況を表4-1及び表4-2に示す。表4-1及び表4-2から、17認定事業所のうち、市町村長等による認定から一度も事故が発生していない事業所は6事業所であった。また、市町村長等による認定から事故が発生した認定事業所11事業所のうち、9事業所においては事故が複数発生している。

表4-1 認定事業所の事故の状況

No.	認定事業所名	認定 年度	事故年月日																			総数 (件)	内訳(件)												
			H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	火災	流出	その他																		
1	A	H11																			1	0	1	0											
2	B	H12			H13.11.1 (流出)																4	1	3	0											
3	C	H13																			6	4	2	0											
4	D	H13																			0	0	0	0											
5	E	H11			H13.10.25 (流出)	H14.8.30 (流出)	H15.1.20 (火災)	H15.3.30 (火災)	H15.11.1 (流出)	H16.6.18 (流出)	H16.7.25 (火災)	H17.8.21 (火災)	H17.8.25 (火災)	H18.2.3 (流出)	H18.7.21 (流出)	H18.8.10 (流出)	H19.8.7 (流出)	H19.8.10 (流出)	H19.8.12 (流出)		H21.7.27 (火災)	H22.7.11 (流出)	H22.10.3 (流出)	H22.10.22 (流出)	H22.12.10 (流出)	20	5	10	5						
6	F	H12			H13.6.29 (火災)																								5	1	2	2			
7	G	H11																													8	3	5	0	
8	H	H12																														2	2	0	0
9	I	H21																														4	0	3	1
10	J	H14																														0	0	0	0
11	K	H14																														3	3	0	0
12	L	H14																														6	2	3	1
13	M	H15																														0	0	0	0
14	N	H15																														0	0	0	0
15	O	H16																														0	0	0	0
16	P	H16																														1	1	0	0
17	Q	H17																														0	0	0	0
			0	0	3	3	3	3	3	5	3	8	11	7	8	11	7	8	8	9											60	22	29	9	

表4-2 認定事業所の事故の状況

No.	認定事業所名	認定 年度	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	総数 (件)	火災 流出 その他		
1	A	H11	H21.10.22 (火災) 屋外タンク 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																				1	0	1	0
2	B	H12	H13.11.11 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H13.04.27 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H13.05.28 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																		4	0	4	0
3	C	H13	H14.12.10 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.04.21 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.06.18 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.07.21 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.08.20 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																6	4	2	0
4	D	H13																					0	0	0	0
5	E	H11	H13.10.25 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H14.08.20 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.12.20 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.03.20 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.11.11 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.06.18 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.03.25 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H17.08.25 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H18.02.3 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H18.12.1 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H18.10 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.9.7 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.9.10 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.9.12 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H21.7.27 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.7.11 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.10.3 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.10.22 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.12.10 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼		20	5	10	5
6	F	H12	H14.11.16 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H16.11.19 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.3.3 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.12 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H20.4.9 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H20.12.18 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H21.3.14 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼														5	1	2	2
7	G	H11	H13.7.10 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H15.2.4 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																			8	3	5	0
8	H	H12	H19.7.24 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H21.12 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																			2	2	0	0
9	I	H21	H21.7.24 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H21.12 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H21.8.8 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.12.3 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																	4	0	3	1
10	J	H14																					0	0	0	0
11	K	H14	H16.10.23 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H20.7.22 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.10.30 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																		3	3	0	0
12	L	H14	H18.6.8 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.3.22 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H19.3.20 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H20.4.9 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H20.10.6 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼	H22.3.18 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼															6	2	3	1
13	M	H15																					0	0	0	0
14	N	H15																					0	0	0	0
15	O	H16																					0	0	0	0
16	P	H16	H21.3.7 (火災) 主燃焼・主燃焼 主燃焼・主燃焼																				1	1	0	0
17	Q	H17																					0	0	0	0
80	21	30	9																							

オ 認定事業所の施設形態別の事故発生状況について

認定事業所で発生した事故 60 件について、施設形態別の事故発生状況を以下に示す。

(ア) 火災

認定事業所で発生した火災（21 件）について、施設形態及び原因別の事故件数を表 5 及び図 13 に示す。

表 5 認定事業所に係る施設形態及び原因別の火災件数

施設区分	事故原因（件数）							合計 （件）
	人的要因（13）			物的要因（8）				
	維持管理 不十分	操作確認 不十分	誤操作	腐食等 劣化	施工 不良	設計 不良	故障	
製造所	2	2	3	3	1	1	1	13
移送取扱所	1	—	—	—	—	—	—	1
一般取扱所	4	1	—	1	1	—	—	7

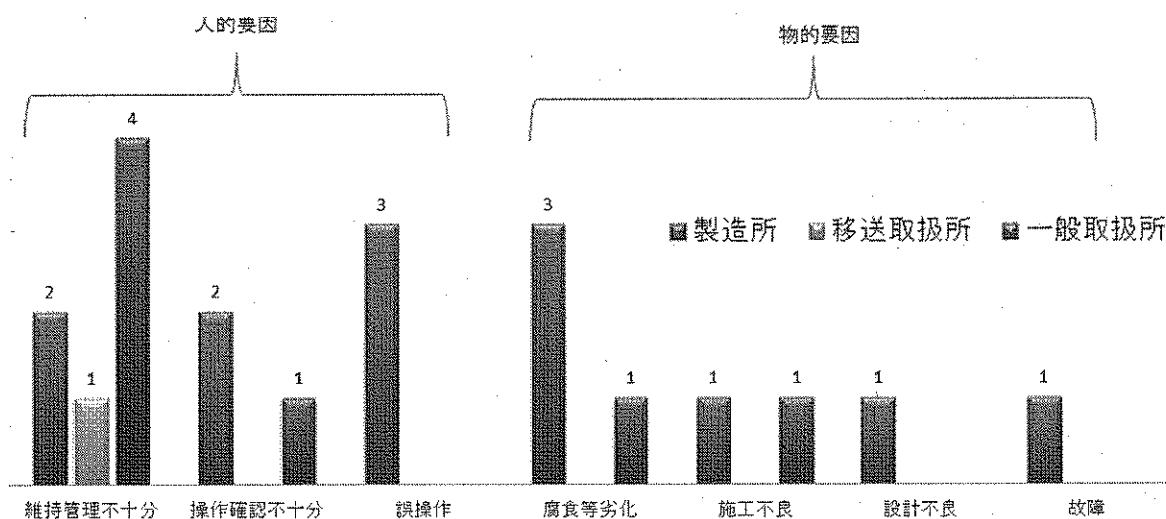


図 13 認定事業所に係る施設形態及び原因別の火災件数

表 5 及び図 13 から、火災は、製造所で最も多く発生しており（13 件、認定事業所で発生した火災件数に占める割合 62%）、次いで一般取扱所（7 件、同 33%）となっている。火災の事故原因のうち、人的要因によるものが最も多いが（13 件）、そのうち一般取扱所で発生した維持管理不十分を原因とする火災が最も多い（4 件、人的要因による火災に占める割合 31%）

(イ) 流出

認定事業所で発生した流出（30 件）について、施設形態及び事故原因別の件数を表 6 及び図 1 4 に示す。

表 6 認定事業所に係る施設形態及び原因別の流出事故件数

施設区分	事故原因（件数）						合計 (件)
	人的要因（11）		物的要因（18）			その他（1）	
	維持管理 不十分	操作確認 不十分	腐食等 劣化	施工 不良	設計 不良	地震等災害	
製造所	1	—	3	—	—	—	4
屋外タンク 貯蔵所	—	1	9	2	1	—	13
移送取扱所	—	3	2	—	—	—	5
一般取扱所	1	5	1	—	—	—	7
不明*	—	—	—	—	—	1	1

※「施設区分」欄の不明については、認定事業所内で事故（流出）が発生したものの、施設区分を特定することができなかったものである。

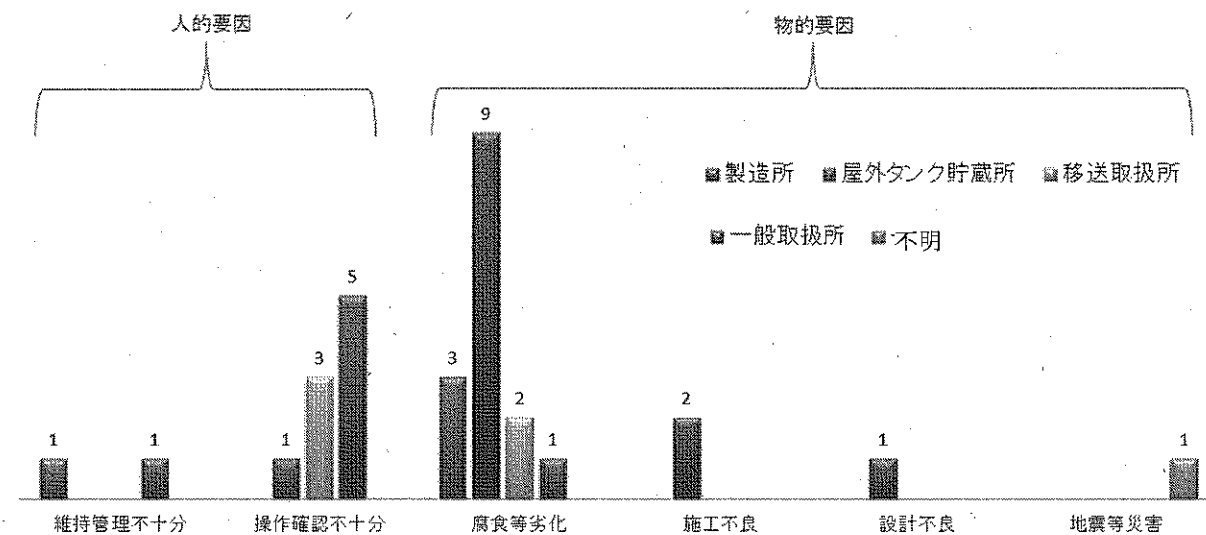


図 1 4 認定事業所に係る施設形態及び原因別の流出事故件数

表 6 及び図 1 4 から、流出事故は、屋外タンク貯蔵所で最も多く発生しており（13 件、認定事業所で発生した流出事故件数に占める割合 43%）、次いで、一般取扱所（7 件、同 23%）、移送取扱所（5 件、同 17%）となっている。流出事故原因のうち、人的要因に比

べて物的要因によるものが最も多いが（18件）、そのうち屋外タンク貯蔵所で発生した腐食等劣化を原因とする流出事故が最も多い（9件、物的要因による流出事故に占める割合 50%）。

（ウ）破損等

認定事業所で発生した破損等（9件）について、施設形態及び原因別の事故件数を表7に示す。

表7 認定事業所に係る施設形態及び原因別の破損等件数

施設区分	事故原因（件数）					合計 （件）
	人的要因		物的要因		その他	
	維持管理 不十分	操作確認 不十分	腐食等 劣化	設計不 良	地震等 災害	
製造所	—	—	4	—	—	4
屋外タンク 貯蔵所	—	—	—	—	1	1
移送取扱所	—	—	—	—	1	1
一般取扱所	1	1	—	1	—	3

表7から、破損等は、製造所において腐食等劣化を原因として発生したものが最も多い（4件、認定事業所で発生した破損等の件数に占める割合 44%）。

(3) 認定事業所における事故の詳細な分析について

「認定事業所に係る調査依頼について」（平成 21 年消防危第 160 号。以下「160 号通知」という。）により、認定事業所の所在地を所管する消防本部に依頼し、認定事業所の危険物施設における事故発生状況の詳細について調査を実施した。160 号通知による調査及び消防機関からの事故報告等から、認定事業所で発生した事故について詳細な分析を進める。なお、認定事業所の自主検査や保安管理体制の状況を明らかにするため、認定事業所の審査基準（以下「審査基準」という。）に掲げられた事項の観点から実施する。

ア 事故発生時の消防機関への通報について

審査基準のうち、事業所の保安実績について、次のとおり示されている。

（事故発生時の初動体制に係る審査基準）

- ・ 事故発生時の初動体制は適切であること
- ・ 関係機関に適切に通報がなされていること。また、通報が適切でなかったときは、原因究明が行われていること。

認定事業所で発生した事故 60 件のうち、消防機関への通報の遅れが指摘された事故は 8 件あり、17 認定事業所のうち 3 事業所で指摘されている。消防機関より通報の遅れが指摘された 3 事業所のうち、2 回以上指摘された事業所は 2 事業所となっており、1 事業所で 5 回、もう 1 事業所で 2 回指摘されている。5 回指摘のあった事業所においては、事故発生から 30 分以上経過した後に消防機関へ通報した事例が 2 件あったことが明らかとなっている。

イ 認定事業所における事故の再発防止について

審査基準のうち、事業所の保安実績に係る項目として事故の再発防止が掲げられている。

（事故の再発防止に係る審査基準）

- ・ 事故原因を究明し、再発防止のため、類似の危険要因を排除するための措置が講じられていること。

認定事業所で発生した事故の詳細な内容から、同一事業所で類似した事故が繰り返し発生している事例が 2 事業所で見られた。詳細を次に示す。

OA 事業所

表 8-1 (配管の保温材への雨水の浸入による腐食等劣化)

事故の種別	施設区分	事故発生日時	事故の原因	被害状況
流出	屋外タンク貯蔵所	H14.8.14	配管のフランジ近傍の保温材に雨水が浸入したことにより配管が腐食し、開孔に至った。	重油 160 流出
	屋外タンク貯蔵所	H22.10.22	屋外タンク貯蔵所の付属設備である配管の保温材に雨水が浸入したことにより配管が腐食し、開孔に至った。	重油 3500 流出
	屋外タンク貯蔵所	H22.12.10	配管に付属するベント配管の保温材に雨水が浸入したことにより配管が腐食し、開孔に至った。	原油 2000 流出

※ A 事業所では、平成 22 年 10 月 22 日に流出事故が発生した屋外タンク貯蔵所において、平成 22 年 7 月 11 日に当該施設に付属する重油混合装置から重油 600 リットルが流出する事故が発生している。この事故は、屋外タンク貯蔵所の付属設備である重油混合装置内の配管のフランジ部が、気温変化等により変形、劣化したことにより内部流体の通り道ができ、重油が流出したものである。配管が腐食し、開孔に至ったものである。なお、表 8-1 は配管の保温材への雨水の浸入による腐食等劣化を原因とする事故を示したものであるから、平成 22 年 7 月 11 日に発生した事故は記載していないものである。

表 8-2 (熱交換機のフランジ部の腐食等劣化による流出・火災)

事故の種別	施設区分	事故発生日時	事故の原因	被害状況
火災	製造所	H17.8.25	降雨等による熱交換機のフランジ部が冷却され、収縮したことによりシール性能が劣化し、流出した。流出した危険物は高温のため着火、火災に至った。	熱交換器一部焼損
	製造所	H21.7.27	熱交換器に雨水が浸入した結果フランジ部が冷却され、歪みが生じたことによりシール性能が劣化し、流出した。流出した危険物は高温のため着火、火災に至った。	熱交換器一部焼損

OB 事業所

表 8-3 (屋外タンク貯蔵所における攪拌機 (ミキサー) の施工不良)

事故の種別	施設区分	事故発生日時	事故の原因	被害状況
流出	屋外タンク貯蔵所	H21.8.11	タンクミキサーの内挿管を交換した際、固定ボルトを正規品と形状と異なるものを取り付けたため、必要な固定力を満たさないために内挿管のシール機能が働かず、流出した。	第4類第2石油類 600ℓ
	屋外タンク貯蔵所	H21.9.9	タンクミキサーの内挿管の固定ボルトを交換した際、締め付け不足により必要な固定力を満たさないために内挿管のシール機構が働かず、流出した。 ※平成 21 年 8 月 11 日に発生した流出事故を踏まえ、9 月 3 日に類似箇所のボルト交換を行い、事故発生まで連続運転を行っていた。	重油 75ℓ

以上のことから、類似した事故が繰り返し発生した事例において、事故が発生した後、数か月以内に類似の事故が発生していることや、事故が発生した施設 (屋外タンク貯蔵所) において、数か月以内に事故が発生している事例が見られた。

ウ 認定事業所の認定が取り消された事例について

平成 11 年に認定事業所制度が開始されてから、認定事業所の認定が取り消された事例が 2 例報告されている。

《取り消し事例の詳細》

平成 18 年 4 月 16 日に発生したコスモ石油 (株) 千葉製油所の爆発・火災事故後の調査により、高圧ガス保安法上の無許可工事に伴う完成検査の不備 (都道府県知事への記録の届出不備) が判明し、平成 18 年 9 月 19 日にコスモ石油 (株) 千葉製油所、堺製油所、坂出製油所、四日市製油所が受けていた高圧ガス保安法に基づく完成検査に係る認定が取り消された。

管轄消防本部が立入検査を実施したところ、コスモ石油 (株) 堺製油所 (平成 11 年認定取得、平成 16 年認定更新)、坂出製油所 (平成 12 年認定取得、平成 17 年認定更

新)において、消防法第11条に基づき市町村長等の許可を受けずに変更工事が行われるという消防法令上の違反があったことから、変更工事に係る認定事業所として平成18年9月にそれぞれ認定が取り消された。このことについては、「危険物施設における変更許可申請等の適切な実施について」(平成18年10月6日付け消防危第207号)により周知されている。

(参考) 他法令における認定の取り消し事例について

○高圧ガス保安法に基づく認定自主完成検査実施者等の認定取り消し事例について

高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第39条の12第1項の規定に基づき、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定が取り消された事例は、全部で14事例あることがわかっている(厚生労働省「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」資料及び経済産業省プレスリリースにより確認)。14事例のうち、自主検査の際、法令により実施することとされている検査の一部を実施しなかったにもかかわらず適正に実施されたとする等の虚偽の報告を行ったことによる認定の取り消しが11事例見られた。他の3事例は事業所において大規模事故が発生したことによるものとなっている。(参考資料4参照)

○労働安全衛生法に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定取消事例について

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定が取り消された事例は、全部で16事例あることがわかっている(厚生労働省「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」資料より確認)。16事例のうち、事故による認定取消が10事例、事業所の保安管理基準に基づき行う検査について虚偽記載が行われたことや適正な手続が行われなかったこと等による認定取消は6事例見られた。(参考資料6参照)

3.4 立入検査の実施状況について

160号通知により、平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間、認定事業所の所在地を所管する消防本部に依頼し、認定事業所の危険物施設への立入検査時の違反指摘事項の内容について調査を実施した。

平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間に、認定事業所の所在地を所管する消防本部による認定事業所への立入検査が、全17認定事業所のうち、14認定事業所の危険物施設で実施された。

立入検査を実施した危険物施設は全1312施設で、製造所41件、貯蔵所1041件、取扱所230件について実施された。

消防本部による立入検査の検査項目は、主に次の項目について実施されている。

(立入検査の項目)

- ①事業所の管理体制・保安体制等（危険物保安監督者の届出の確認など）
- ②施設の位置、構造及び設備の技術上の基準への適合の有無
- ③貯蔵及び取扱いの技術上の基準への適合の有無
- ④消火及び警報設備の基準への適合の有無
- ⑤その他、保安上必要な事項

3.5 認定事業所の危険物施設に対する違反指摘事項の内容について

14認定事業所への立入検査の結果、2認定事業所は消防本部からの指摘事項はなかったが、その他の12認定事業所において、技術基準違反の指摘が行われている。消防本部から認定事業所に対する主な立入検査時の指摘事項は以下のとおり。

(立入検査時の主な指摘事項)

施設区分	主な指摘内容
製造所	・ 掲示板の表示内容不適、標識の未設置 ・ 静電気除去装置が機能不良 ・ 配管、架台、20号防油堤等の損傷 ・ 危険物取扱者の保安講習の未受講
屋内貯蔵所	・ 架台、可燃性蒸気排出設備等の損傷 ・ ためますの維持管理不十分 ・ 危険物保安監督者の未選任

	・品名、数量等の変更の未届出
屋外タンク貯蔵所	・無許可変更 ・防油堤、電気設備等の損傷 ・定期点検の一部未実施 ・保有空地内の物品存置
地下タンク貯蔵所	・配管の塗装の剥離・腐食
屋外貯蔵所	・貯蔵容器への表示なし ・油分離層内の未清掃 ・品名、数量等の変更の未届出
移送取扱所	・飛散防止囲いの破損 ・標識・揭示板の未設置 ・歩廊の腐食
一般取扱所	・タンク液量自動表示装置、防火設備等の機能不良 ・20号防油堤、架台等の破損 ・危険物取扱者の保安講習未受講 ・保有空地内の物品存置

3.6 立入検査時の指摘事項に関する分析

(1) 立入検査の実施状況

平成21年8月31日から平成22年12月31日までの間に、認定事業所の所在地を所管する消防本部による認定事業所への立入検査が、全17認定事業所のうち14認定事業所の危険物施設で実施されており、立入検査を実施した危険物施設は全1,312施設で、製造所41施設、貯蔵所1,041施設、取扱所230施設であった（残りの3認定事業所については、上記期間内に立入検査が実施されなかったため除かれているが、当該認定事業所を管轄する消防本部において策定されている立入検査計画等に基づき適切に立入検査が実施されているものである。）。

立入検査を実施した14認定事業所のうち12認定事業所で技術基準違反の指摘があり、立入検査を実施した危険物施設1,312施設のうち、200施設が技術基準違反の指摘を受けている。

	立入検査実施数（施設）(a)	指摘施設数（施設）(b)	指摘率 (b/a×100)
危険物施設（全体）	1,312	200	15%
（内訳） 製造所	41	12	29%
貯蔵所	1,041	157	15%

取扱所	230	31	13%
-----	-----	----	-----

表 9 立入検査の実施状況について

(2) 立入検査の指摘事項

14 認定事業所への立入検査の結果、12 認定事業所において、技術基準違反の指摘があり、消防本部から認定事業所に対する主な立入検査時の指摘事項を表 10 に示す。

表 10 立入検査時の主な指摘事項

施設区分	主な指摘事項
製造所	・ 掲示板の表示内容不適、標識の未設置 ・ 静電気除去装置が機能不良 ・ 配管、架台、20号防油堤等の損傷 ・ 20号タンク基礎の破損 ・ 防火戸の機能不良 ・ 危険物取扱者の保安講習の未受講
屋内貯蔵所	・ 標識及び掲示板の損傷 ・ 架台、可燃性蒸気排出設備等の損傷 ・ ためますの維持管理不十分 ・ 危険物保安監督者の未選任 ・ 危険物取扱者の保安講習の未受講 ・ 品名、数量等の変更の未届出
屋外タンク貯蔵所	・ 無許可変更 ・ 標識及び掲示板の未設置 ・ 防油堤、電気設備等の損傷 ・ 配管等の腐食 ・ タンク外面の錆止め塗装の劣化 ・ 保有空地内の物品存置 ・ 避雷設備の接地抵抗検査の未実施 ・ 定期点検の一部未実施 ・ 危険物取扱者の保安講習の未受講
地下タンク貯蔵所	・ 配管の塗装の剥離・腐食
屋外貯蔵所	・ 貯蔵容器への表示なし ・ 油分離層内の未清掃 ・ 品名、数量等の変更の未届出
移送取扱所	・ 標識・掲示板の未設置 ・ 飛散防止囲いの破損 ・ 歩廊の腐食

一般取扱所	・タンク液量自動表示装置、防火設備等の機能不良 ・安全装置の機能不良 ・電気設備の機能不良 ・20号防油堤、架台等の破損 ・配管等の腐食 ・保有空地内の物品存置 ・避雷設備の接地抵抗検査の未実施 ・危険物取扱者の保安講習未受講
-------	--

表 10 の主な指摘事項のうち、標識及び掲示板の損傷などの軽微なもの以外の指摘事項については、消防本部にヒアリングを行い、詳細を確認したものを表 10-2 に示す。

表 10-2 軽微なもの以外の指摘事項に関する消防本部への聴取内容

施設区分	指摘事項	消防本部への聴取内容
製造所	・静電気除去装置の機能不良	ポンプ設備のアース線取り付けボルトの緩み
	・20号防油堤の損傷	防油堤のひび割れ
	・20号タンク基礎の破損	20号タンク基礎のコンクリートがひび割れ
屋内貯蔵所	・可燃性蒸気排出設備等の損傷	回転式ベンチレーターの羽部分の破損
	・危険物保安監督者の未選任	許可当初から選任されており、選任解任の引き継ぎが曖昧になり届出を怠ったもの
屋外タンク貯蔵所	・無許可変更※	タンクのドレンノズルに短管を取り付けて延長したもの（フランジにボルト締め）
	・防油堤の損傷	防油堤のひび割れ
	・電気設備等の損傷	照明用水銀灯の支柱の傾き
移送取扱所	・飛散防止囲いの破損	ポンプ設備の防油堤のひび割れ
一般取扱所	・タンク液量自動表示装置の機能不良	20号タンクの液量自動表示装置の故障
	・安全装置の機能不良	計装の制御装置の一部であるエア圧力計の故障（安全装置ではない）

	・電気設備の機能不良	照明器具の不点灯
--	------------	----------

※無許可変更の指摘については、認定事業所で行われた工事は資料の提出を要する軽微な変更工事に該当し、消防本部へ軽微な変更工事の届出を行うことが必要であったところ、届出を行わずに工事を行い、消防本部の立入検査時に変更工事箇所を指摘されたものである。消防本部の違反指摘事項の区分としては無許可変更となっている。

(参考) 平成 14 年消防危第 49 号「製造所等において行われる変更工事に係る取扱いについて」

(3) 立入検査の指摘事項に対する改善状況

表 11 に、立入検査の指摘事項に対する認定事業所の改善状況を示す。表 11 から、多くの認定事業所において、指摘事項に対して改善を行い、その後の消防機関の立入検査の際に改善されたことが確認されている。また、立入検査の指摘事項が全て改善されていない認定事業所が 2 事業所あるが、I 認定事業所にあつては、指摘事項改善率が 58.5%であり、屋外タンク貯蔵所のタンク錆止めの不備に係る指摘について改善するに当たり、タンクの開放に応じて行う必要があることから、改修継続中であること、L 認定事業所にあつては、指摘事項改善率が 94.4%であり、屋外タンク貯蔵所 2 施設の防油堤のひび割れによる不備の指摘について、平成 24 年 3 月中に改修する予定であるため、改修継続中であることから、これらの事業所において、立入検査の指摘を踏まえて計画的な改善が行われている。

表11 認定事業所における立入検査の指摘事項に対する改善状況

No.	認定事業所 ※1	立入検査 年月日	立入検査実施施設													最終改善 年月日	立入指摘率 (%)	指摘事項改善率 (%)	備 考
			立入検査実施施設数	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	給油取扱所	移送取扱所	一般取扱所	計				
1	B	H22.11.1	立入検査実施施設数 1	1	6	35					2		6	9	59	H23.3.15	31	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認
			立入指摘施設数 1	1	1	12					1			3	18				
2	C	H22.10.1	立入検査実施施設数 6	6		54					1		8	10	79	H23.9.30	30	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認 消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 4			13					0		1	6	24				
3	E	H22.7.12	立入検査実施施設数 20	8	285		2				5	2	15	39	376	H22.8.6	1	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認
			立入指摘施設数 1	0	0		0				0	0	0	1	2				
4	F	H21.10.1	立入検査実施施設数 3	6	139					21			10	29	208	H22.9.8	4	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認 消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 1	1	4			1		1	1	9							
		H22.9.8	立入検査実施施設数 3	6	135					21		10	28	203	H22.10.31	1	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認	
			立入指摘施設数 0	0	1					0		1	0	2					
5	I	H21.9.10	立入検査実施施設数 65		65										65	改修継続中	100	58.5	揚子町の緑野港改修及び内管訂正(タンク20基) H21.10.31 タンク外壁の腐食は、タンク閉止後のタンク間隙に於いて実施中 (タンク38基改修済み)
			立入指摘施設数 8	15						4			12	39					
6	K	H22.7.1	立入検査実施施設数 1	0						0				0	1			100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 4	17	66					2			32	121		改修継続中	30	94.4	屋外タンク貯蔵所2施設 (防油堤のひび割れの改修を平成24年3月中に改修予定)
			立入指摘施設数 3	6	18					2			7	36					
8	M	H22.7.27	立入検査実施施設数 1	1	1		1							1	4	H22.7.29	100	100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 1	1	1		1							1	4				
9	N	H22.7.6	立入検査実施施設数 2	2	2		1							4	9	H22.9.30	22	100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 1	1	1		0							0	2				
10	O	H22.7.15	立入検査実施施設数 3	12	9					1				6	31	H22.9.28	74	100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 2	10	6					0				5	23				
11	P	H22.7.30	立入検査実施施設数 5	5	58					9				13	90	H23.11.22	14	100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
			立入指摘施設数 0	0	6					3				4	13			100	消防機関の立入検査で指摘事項改修を確認
12	Q	H22.7.16	立入検査実施施設数 1	1										0	1	H22.9.28	17	100	事業所からの指摘事項改修報告で確認

注) 立入検査を実施した14認定事業所のうち12認定事業所で技術基準違反の指摘が行われている。
※1 表4-1、表4-2の認定事業所名と同じ事業所である。

(4) 分析のまとめ

認定事業所で発生した事故及び立入検査時の指摘事項の分析から次のことが明らかとなった。

- ① 平成 21、22 年中における認定事業所の 1 万施設当たりの事故発生件数は、認定事業所を除く全危険物施設のものに比べて、平均して約 3.8 倍と高く、同規模の特定事業所と比べてみても平均して約 1.3 倍と高い（特定事業所内における事故発生率は他の危険物施設と比較すると約 4.1 倍大きいことに留意）。
- ② 平成 11 年から平成 22 年中に認定事業所で発生した事故の原因に係る傾向は、同期間で発生した危険物施設における事故の原因に係る傾向と類似している。
- ③ 事故発生時に消防機関への通報が遅れた事例は 3 事業所で 8 件あった。このうち複数回指摘されている事業所が 2 事業所で、うち 1 事業所は事故発生から 30 分以上経過した後に消防機関へ通報した事例が 2 件あったことが明らかとなっている。
- ④ 認定事業所は、事故が発生した場合に原因を究明し、再発防止のための措置を講じることとされているが、2 事業所において、類似の事故が発生しているのみならず、数か月以内に類似の事故が発生していることや同一の施設で数か月以内に事故が発生している事例が見られる。
- ⑤ 平成 18 年に認定事業所の認定が取り消された事例が 2 件あり、いずれも無許可変更虚偽の報告による取り消しとなっている。
- ⑥ 市町村長等による認定から一度も事故が発生していない認定事業所は 6 事業所ある。一方、市町村長等による認定から事故が複数発生している認定事業所は 9 事業所ある。
- ⑦ 認定事業所においては、消防機関の立入検査時の指摘事項に対して、計画的に対応し、改善されていることがわかる。

(5) 認定事業所が検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とすることの是非について

(4) の認定事業所で発生した事故及び立入検査時の指摘事項の分析結果から、認定事業所が自主検査結果を届け出た時点をもって設備の使用開始を可能とすることについては、事故の発生状況等に鑑みれば、引き続き消防機関が書面で検査する体制が必要であるとするのが適当である。

一方で、事業所によって多少の差異はあるものの認定事業所は総じて保安のための優れた体制を有しており、消防機関の立入検査時の指摘事項を計画的に改善している等、自主保安への取組が熱心に行われている。認定事業所の自主検査結果を活用した市町村長等に

よる完成検査等の手続を迅速に行うことは、消防機関が行う検査により安全性を確保した上で、事業所における事業の早期再開を可能とすることから、認定事業所制度の利便性を高めることとなり、このことで当該制度を利用する事業者が増加すれば、より一層自主保安の推進が図られるものとなると考えられる。したがって、完成検査等の手続に係る迅速化に向けた方策を検討する必要がある。

第4章 認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続の迅速化に向けた手法のあり方について

4.1 消防本部の取組状況

「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について（平成20年1月28日付け消防危第16号）により、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成11年3月17日付け消防危第22号）が改正され、認定事業所の自主検査結果を活用した完成検査等について、市町村長等は、午前中に申請があった場合に、完成検査を実施し、当該申請のあった日に完成検査済証を交付するよう努めることとされた。

また、「認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について」（平成21年11月20日消防危第207号）において、認定事業所の所在地を管轄する消防本部から報告のあった認定事業所に対する完成検査済証の迅速な交付のための具体的な取組事例がとりまとめられたところである。

認定事業所の所在地を管轄する消防本部において、完成検査済証の迅速な交付のための取組を以下に示す。

（消防本部における取組状況）

事例1 完成検査申請時に自主検査結果報告書が提出され、聞き取りを行いながら当該報告内容を審査し、問題が無ければすぐに完成検査済証交付決裁を行っている。通常、午前中に提出があれば当日中に完成検査済証を交付している（申請から4～5時間程度で完成検査済証を交付）。

事例2 申請者からの求めがあれば従前より申請当日の交付に努めていたところであるが、16号通知を踏まえ以下の改善を図った。

① 当日交付要件の明確化

以下の要件で申請された場合、完成検査済証の当日交付に努めることとした。

- 1 認定事業者が完成検査等の申請前日までに当該申請を行う旨の連絡を行うこと。
- 2 認定事業者は申請すると連絡した当日の午前11時までに申請手続きを行うこと。

② 決裁要件の明確化

後関及び代決を活用することにより、完成検査済証の交付が可能であることとした。

③ 申請ルートの特例化

従来、消防長の専決の申請については、消防署で受付した後、本部へ送付する手続であったことから、完成検査済証を申請当日に交付するために消防署で受付した後、本部へ決裁を持ち回りで行う必要があった。これを本部でも受付を可能とする

システムに改善した。

事例3 認定事業所側から、完成検査申請書提出予定の数日前に連絡をもらい、申請書提出予定日に決裁権者が不在等の場合は、事前に決裁権者に変更申請の内容等を説明して、可能な限り迅速に完成検査済証を交付するように努めている。

事例4 完成検査済証の交付に係る手続について、電気通信機器等の活用を図っており、認定事業所から完成検査結果記録のFAX等による送付があれば、消防本部で内容を確認後、審査合格であれば迅速に完成検査済証を作成し、同事業所にFAX送付する。FAX送付を受けた事業所は、その時点から使用開始することができることとしている。

なお、完成検査結果記録については、検査管理組織等が活用されていることがあきらかであるもの（組織内での稟議がされているもの等）であり、後日、完成検査結果記録を提出させ、完成検査済証を交付することとしている。

以上のことから、現在認定事業所の所在地を管轄する消防本部においては、認定事業所の完成検査に係る手続について、すでに迅速な完成検査の実施及び完成検査済証の交付が行われている。

4.2 迅速化に向けた手法のあり方

認定事業所制度の利便性を高める趣旨から、認定事業所の自主検査結果を活用した完成検査等に係る手続の迅速化に向けた方法について、各市町村の状況を踏まえた適切な方法を選択することを前提として、上記の取組事例に加え、次に示す手法も有効である。

○ 電子メールによる完成検査等の申請及び完成検査済証等の事前送付

事業所は電子メールにより申請書類を送付し、消防本部において内容を確認後、検査合格であれば、完成検査済証を作成、スキャナー等を用いて電子化した完成検査済証をPDF形式等により電子メールで送付する。電子化された完成検査済証を受理した時点で、使用開始を可能とする。完成検査済証を交付された事業者は、後日速やかに電子メールで送付した申請書類一式を消防本部に提出し、完成検査済証（原本）を受け取る。この手続は、完成検査前検査に係る申請においても同様とする。

なお、完成検査等に係る手数料を納付する必要があることから、完成検査等の申請書は申請書類を電子メールで送付する前に、事業者が消防本部に直接申請する等の工夫を行う。

消防本部においては、すでに認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続の迅速化を図っているところであるが、必要に応じて各消防本部の取組事例や上記の手法を取り入れて、引き続き当該手続の迅速化に努めるよう求めていくことが適当である。

第5章 まとめ

本検討会においては、認定事業所で発生した事故及び立入検査の指摘事項の分析から、認定事業所が行う危険物施設の変更工事に係る手続のあり方について検討を行った。検討に際しては、危険物施設ということに鑑み、安全の確保を前提に検討を行った。この結果、認定事業所以外の危険物施設に比較して認定事業所の危険物施設に係る事故発生率が高いことが判明したため、認定事業所が行う完成検査等の手続については、引き続き消防機関が書面で検査する体制を継続していくことが適当と結論付けた。ただし、認定事業所制度の利便性を高める観点から、当該手続の迅速化に向けた手法のあり方を取りまとめた。

今後、本報告書において提示した手続の迅速化に向けた手法を用いた認定事業所制度が活用され、より一層の自主保安が推進されることを期待するものである。

参考資料 1

関係法令等の抜粋

関係法令抜粋

○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

第十条 指定数量以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。ただし、所轄消防長又は消防署長の承認を受けて指定数量以上の危険物を、十日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱う場合は、この限りでない。

2 別表第一に掲げる品名（第十一条の四第一項において単に「品名」という。）又は指定数量を異にする二以上の危険物を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合において、当該貯蔵又は取扱いに係るそれぞれの危険物の数量を当該危険物の指定数量で除し、その商の和が一以上となるときは、当該場所は、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているものとみなす。

3 製造所、貯蔵所又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従つてこれをしなければならない。

4 製造所、貯蔵所及び取扱所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

第十一条 製造所、貯蔵所又は取扱所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、製造所、貯蔵所又は取扱所ごとに、次の各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

一 消防本部及び消防署を置く市町村（次号及び第三号において「消防本部等所在市町村」という。）の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（配管によつて危険物の移送の取扱いを行うもので政令で定めるもの（以下「移送取扱所」という。）を除く。） 当該市町村長

二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所（移送取扱所を除く。） 当該区域を管轄する都道府県知事

三 一の消防本部等所在市町村の区域のみに設置される移送取扱所 当該市町村長

四 前号の移送取扱所以外の移送取扱所 当該移送取扱所が設置される区域を管轄する都道府県知事（二以上の都道府県の区域にわたつて設置されるものについては、総務大臣）

2 前項各号に掲げる製造所、貯蔵所又は取扱所の区分に応じ当該各号に定める市町村長、都道府県知事又は総務大臣（以下この章及び次章において「市町村長等」という。）は、同項の規定による許可の申請があつた場合において、その製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造及び設備が前条第四項の技術上の基準に適合し、かつ、当該製造所、貯蔵所

又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが公共の安全の維持又は災害の発生の防止に支障を及ぼすおそれがないものであるときは、許可を与えなければならない。

- 3 総務大臣は、移送取扱所について第一項第四号の規定による許可をしようとするときは、その旨を関係都道府県知事に通知しなければならない。この場合においては、関係都道府県知事は、当該許可に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 4 関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。
- 5 第一項の規定による許可を受けた者は、製造所、貯蔵所若しくは取扱所を設置したとき又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所の位置、構造若しくは設備を変更したときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所につき市町村長等が行う完成検査を受け、これらが前条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備を変更する場合において、当該製造所、貯蔵所又は取扱所のうち当該変更の工事に係る部分以外の部分の全部又は一部について市町村長等の承認を受けたときは、完成検査を受ける前においても、仮に、当該承認を受けた部分を使用することができる。

6～7 略

第十一条の二 政令で定める製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更について前条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る工事で政令で定めるものについては、同条第五項の完成検査を受ける前において、政令で定める工事の工程ごとに、当該製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「特定事項」という。）が第十条第四項の技術上の基準に適合しているかどうかについて、市町村長等が行う検査を受けなければならない。

- 2 前項に規定する者は、同項の検査において特定事項が第十条第四項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、当該特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事について、前条第五項の完成検査を受けることができない。
- 3 第一項に規定する者は、同項の検査において第十条第四項の技術上の基準に適合していると認められた特定事項に係る製造所、貯蔵所若しくは取扱所の設置又はその位置、構造若しくは設備の変更の工事につき、前条第五項の完成検査を受けるときは、当該特定事項については、同項の完成検査を受けることを要しない。

○危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）

（完成検査の手続）

第八条 法第十一条第五項の規定による完成検査（以下「完成検査」という。）を受けようとする者は、その旨を市町村長等に申請しなければならない。

2 市町村長等は、前項の規定による申請があつたときは、遅滞なく、当該製造所等の完成検査を行わなければならない。

3 市町村長等は、完成検査を行つた結果、製造所にあつては第九条及び第二十条から第二十二条まで、貯蔵所にあつては第十条から第十六条まで及び第二十条から第二十二条まで、取扱所にあつては第十七条から第十九条まで及び第二十条から第二十二条までにそれぞれ定める技術上の基準（法第十一条の二第一項の検査（以下「完成検査前検査」という。）に係るものを除く。）に適合していると認めたときは、当該完成検査の申請をした者に完成検査済証を交付するものとする。

4～6 略

（完成検査前検査）

第八条の二 法第十一条の二第一項の政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所は、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「液体危険物タンク」という。）を有する製造所等（容量が指定数量以上の液体危険物タンクを有しない製造所及び一般取扱所を除く。）とする。

2 法第十一条の二第一項の政令で定める工事は、液体危険物タンク（製造所又は一般取扱所に係る工事にあつては、容量が指定数量以上の液体危険物タンク）の設置又は変更の工事とする。

3 法第十一条の二第一項の政令で定める工事の工程は、次の各号に掲げる工事の工程とし、同項の製造所、貯蔵所又は取扱所に係る構造及び設備に関する事項で政令で定めるものは、当該工事の工程ごとに、当該各号に定めるものとする。

一 屋外タンク貯蔵所の液体危険物タンク（岩盤内の空間を利用する液体危険物タンク（以下「岩盤タンク」という。）を除く。）で、その容量が千キロリットル以上のものの基礎及び地盤に関する工事（底部が地盤面下であり、頂部が地盤面以上にある液体危険物タンクその他の特殊な構造を有するものとして総務省令で定める液体危険物タンク（以下この条、第八条の四及び第十一条において「特殊液体危険物タンク」という。）にあつては、基礎及び地盤に関する工事に相当するものとして総務省令で定める工事）の工程 当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第十一条第一項第三号の二に定める基準（特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準）に適合すべきこととされる事項（以下「液体危険物タンクの基礎及び地盤に関する事項」という。）

二 前号の液体危険物タンクに配管その他の附属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程 当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第十一条第一項第四号に定める基準（水張試験（水以外の適当な液体

を張つて行う試験を含む。以下同じ。)又は水圧試験に関する部分に限るものとし、特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。)に適合すべきこととされる事項(以下「液体危険物タンクの漏れ及び変形に関する事項」という。)並びに当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち同項第四号の二に定める基準(同号の試験のうち真空試験その他の総務省令で定める試験に関する部分を除くものとし、特殊液体危険物タンクにあつては、当該基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。)に適合すべきこととされる事項(以下「液体危険物タンクの溶接部に関する事項」という。)

三 屋外タンク貯蔵所の岩盤タンクのタンク本体に関する工事の工程 当該岩盤タンクの構造及び設備に関する事項のうちタンク本体の安定性に係る基準として総務省令で定める基準に適合すべきこととされる事項(以下「岩盤タンクのタンク構造に関する事項」という。)

四 液体危険物タンク(第一号及び前号に掲げるものを除く。)に配管その他の附属設備を取り付ける前の当該タンクのタンク本体に関する工事の工程 当該液体危険物タンクの構造及び設備に関する事項のうち第九条第一項第二十号、第十一条第一項第四号、第十二条第一項第五号、第十三条第一項第六号、第十四条第六号、第十五条第一項第二号、第十七条第一項第八号若しくは第二項第二号又は第十九条第一項に定める基準(水張試験又は水圧試験に関する部分に限るものとし、アルキルアルミニウム、アルキルリチウムその他の総務省令で定める危険物(以下この条において「アルキルアルミニウム等」という。))を貯蔵し、又は取り扱う移動タンク貯蔵所の液体危険物タンクにあつては、第十五条第一項第二号に定める基準に相当するものとして総務省令で定める基準とする。)に適合すべきこととされる事項

4～5 略

6 完成検査前検査を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、市町村長等に申請しなければならない。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

7 市町村長等は、完成検査前検査を行つた結果、第三項各号に定める事項が、製造所にあつては第九条、貯蔵所にあつては第十一条から第十五条まで、取扱所にあつては第十七条及び第十九条にそれぞれ定める技術上の基準(完成検査前検査に係るものに限る。)に適合すると認めたときは、当該完成検査前検査の申請をした者に通知(水張検査又は水圧検査にあつては、タンク検査済証の交付)をするものとする。

○高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)

(製造の許可等)

第五条 次の各号の一に該当する者は、事業所ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

一 圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積(温度零度、圧力零パスカルの状態に換算した容積をいう。以下同じ。)が一日百立方メートル(当該ガスが政令

で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに百立方メートルを超える政令で定める値)以上である設備(第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高压ガスの製造(容器に充てんすることを含む。以下同じ。)をしようとする者(冷凍(冷凍設備を使用してする暖房を含む。以下同じ。)のため高压ガスの製造をしようとする者及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第二条第四項の供給設備に同条第一項の液化石油ガスを充てんしようとする者を除く。)

- 二 冷凍のためガスを圧縮し、又は液化して高压ガスの製造をする設備でその一日の冷凍能力が二十トン(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに二十トンを超える政令で定める値)以上のもの(第五十六条の七第二項の認定を受けた設備を除く。)を使用して高压ガスの製造をしようとする者

2～3 略

(製造のための施設等の変更)

第十四条 第一種製造者は、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造をする高压ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、製造のための施設の位置、構造又は設備について経済産業省令で定める軽微な変更の工事をしようとするときは、この限りでない。

2～4 略

(貯蔵所)

第十六条 容積三百立方メートル(当該ガスが政令で定めるガスの種類に該当するものである場合にあつては、当該政令で定めるガスの種類ごとに三百立方メートルを超える政令で定める値)以上の高压ガスを貯蔵するときは、あらかじめ都道府県知事の許可を受けて設置する貯蔵所(以下「第一種貯蔵所」という。)においてしなければならない。ただし、第一種製造者が第五条第一項の許可を受けたところに従つて高压ガスを貯蔵するとき、又は液化石油ガス法第六条の液化石油ガス販売事業者が液化石油ガス法第二条第四項の供給設備若しくは液化石油ガス法第三条第二項第三号の貯蔵施設において液化石油ガス法第二条第一項の液化石油ガスを貯蔵するときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、その第一種貯蔵所の位置、構造及び設備が経済産業省令で定める技術上の基準に適合すると認めるときは、許可を与えなければならない。

3 略

(完成検査)

第二十条 第五条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の設置の工事を完成したときは、製造のための施設又は第一

種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより高压ガス保安協会（以下「協会」という。）又は経済産業大臣が指定する者（以下「指定完成検査機関」という。）が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合は、この限りでない。

2 略

3 第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けた者は、高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更の工事（経済産業省令で定めるものを除く。以下「特定変更工事」という。）を完成したときは、製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、都道府県知事が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 高压ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所につき、経済産業省令で定めるところにより協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受け、これらが第八条第一号又は第十六条第二項の技術上の基準に適合していると認められ、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定変更工事に係る完成検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定完成検査実施者」という。）が、第三十九条の十一第一項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

4～5 略

（保安検査）

第三十五条 第一種製造者は、高压ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者（以下「指定保安検査機関」という。）が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合

二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者（以下「認定保安検査実施者」という。）が、その認定に係る特定施設について、第三十九条の十一第二項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合

2 前項の保安検査は、特定施設が第八条第一号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

3～4 略

(認定の更新)

第三十九条の八 第二十条第三項第二号及び第三十五条第一項第二号の認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条の二、第三十九条の三並びに前条第一項及び第二項の規定は、第二十条第三項第二号の認定の更新に準用する。

3 第三十九条の四、第三十九条の五並びに前条第三項及び第四項の規定は、第三十五条第一項第二号の認定の更新に準用する。

○高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）

(完成検査等に係る認定の有効期間)

第十条 法第三十九条の八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

○ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）

第三十七条 ボイラー検査証の有効期間は、一年とする。

2 前項の規定にかかわらず、構造検査又は使用検査を受けた後設置されていない移動式ボイラーであつて、その間の保管状況が良好であると都道府県労働局長が認めたものについては、当該移動式ボイラーの検査証の有効期間を構造検査又は使用検査の日から起算して二年を超えず、かつ、当該移動式ボイラーを設置した日から起算して一年を超えない範囲内で延長することができる。

(性能検査等)

第三十八条 ボイラー検査証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該検査証に係るボイラー及び第十四条第一項各号に掲げる事項について、法第四十一条第二項の性能検査(以下「性能検査」という。)を受けなければならない。

2 法第四十一条第二項の登録性能検査機関(以下「登録性能検査機関」という。)は、前項の性能検査に合格したボイラーについて、そのボイラー検査証の有効期間を更新するものとする。この場合において、性能検査の結果により一年未満又は一年を超え二年以内の期間を定めて有効期間を更新することができる。

(性能検査を受けるときの措置)

第七十五条 第一種圧力容器に係る性能検査を受ける者は、第一種圧力容器を冷却し、掃除し、その他性能検査に必要な準備をしなければならない。ただし、所轄労働基準監督署長が認めた第一種圧力容器については、冷却及び掃除をしないことができる。

2 略

参考資料 2

危険物施設の変更工事に係る
完成検査等について
(平成 11 年消防危第 22 号)

各 都 道 府 県 消 防 主 管 部 長 殿

消防庁危険物規制課長

危険物施設の変更工事に係る完成検査等について

消防法（以下「法」という。）においては、製造所等の位置、構造及び設備を変更する時は、当該変更につき法第 11 条第 2 項に規定する市町村長等（以下「市町村長等」という。）の許可を受けるとともに、工事完成後に市町村長等が行う完成検査を受け、製造所等が法第 10 条第 4 項の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならないとされている。

近年の危険物施設を有する事業所における自主保安の進展状況及び市町村長等における危険物規制に係る事務の簡素化、省力化等の必要性の観点から、「規制緩和推進計画の再改訂について」（平成 9 年 3 月 28 日閣議決定）において、一定の要件を満たす危険物の製造・貯蔵施設等の変更工事に伴う完成検査又は完成検査前検査（以下「完成検査等」という。）に関し、自主的な検査を適切に行うことができると認められる者について所要の検討を行うこととされたところである。

このため、消防庁では、この制度のあり方について、安全性を損なわないことを前提に検討を行ってきたところであるが、今般、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所が行う一定の変更工事（変更許可に係る工事をいう。以下同じ。）について、市町村長等は事業所の自主検査結果を活用して完成検査等を実施することができることとしたので、下記の通り運用されたい。

ついては、貴管内の市町村に対してもこの旨周知され、その運用に遺漏のないようよろしくご配慮願いたい。

記

1 制度の仕組み

- （1） 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 2 条第 2 号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内等の事業所のうち、市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認める事業所（以下「認定事業所」という。）については、当該事業所が行う危険物施設の特定の変更工事に係る完成検査等について、当該市町村長等は当該事業所の自主検査結果を活用して、現地に赴かずに完成検査等を実施して差し支えないものであること。
- （2） 現地に赴かずに、自主検査結果を活用して完成検査等を実施して差し支えないのは、

認定事業所が実施する次の変更工事とすること。

ア 完成検査

次の①～⑥に係る変更工事（ただし、下枠内の a～c に該当するものを除く。）

- ① 建築物及び工作物
- ② タンク（タンク本体、附属設備、防油堤等）
- ③ 危険物取扱機器、配管等
- ④ 消火設備（第1種、第2種又は第3種の消火設備の新設又は増設（防護区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑤ 警報設備（自動火災報知設備の新設又は増設（警報区域の拡大を伴うものに限る。）を除く。）
- ⑥ その他（電気設備、制御設備、標識・掲示板等）

- a 保安距離又は保有空地に変更を伴うもの
- b 容量1,000キロリットル以上のタンク本体の工事(特定屋外貯蔵タンクのタンク本体の工事を除く。)
- c 次の項目に該当するものとして、市町村長等が変更許可に際して特に指示するもの
 - ・ 製造プロセスに著しい変更をもたらすもの又は製造施設の処理能力に著しい増加をもたらすもの（容量10キロリットル以上の20号タンクが新設されるもの等）
 - ・ 当該変更工事に危険物の規制に関する政令第23条を適用したもの（特に一般的でないもの）
 - ・ 法令適用基準の変更を伴うもの（一般の基準から、高引火点危険物に係る特例基準に基準の適用を変更する場合等）

イ 完成検査前検査の対象となる変更工事

容量1,000キロリットル未満のタンクの水張（水圧）試験を要する変更工事

- (3) 事業所について、市町村長等が認定事業所と認めるに当たっては、別添1に定める手続き等によらねたいこと。
- (4) 自主検査結果を活用して完成検査等を行う場合には、別添2に定める手続き等によらねたいこと。

2 留意事項

(1) 部分的な自主検査

市町村長等は、認定事業所の希望により、変更工事（上記1（2）に示す変更工事に該当するものに限る。（2）において同じ。）の一部のみについて、自主検査結果を活用して完成検査等を行うこともできるものであること。

(2) 市町村長等の現地検査

市町村長等は、認定事業所において行われる変更工事であっても、必要があると認める場合には、現地に赴き完成検査等を実施することができるものであること。

別添 1

市町村長等が事業所を認定するための手続き等について

事業所について、市町村長等が認定事業所と認めるための手続き等は、以下によらるたい。

1 認定の申請を受理することができる事業所

市町村長等が認定の申請を受理することができる事業所は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第2号に規定する石油コンビナート等特別防災区域内又はこれらの区域と同等の防災上の措置がなされているものとして認められる区域内にあり、かつ、次の各号に該当しないものであること。

- (1) 当該事業所に設置されている危険物施設の使用を開始した日から2年経過していないもの
- (2) 当該事業所に設置されている危険物施設において、次の事故が発生してから2年を経過していないもの
 - ア 死者が1名以上又は重傷者が2名以上発生した火災、爆発、漏洩等の事故
 - イ 社会的影響が大きいと認められる事故（危険物施設以外に大量に危険物が漏洩した事故、周辺住民への避難勧告を伴った事故等）
- (3) 法第3章に規定する市町村長等の命令（法第12条の3に規定する緊急使用停止命令を除く。）を受けて、当該命令に係る改善措置を講じた日から2年を経過していないもの
- (4) 下記3（5）により認定を取り消した日から2年を経過していないもの

2 認定に係る審査基準等

市町村長等は、事業所が下記（1）の審査項目について、下記（2）の審査基準に適合している場合には、当該事業所を認定事業所と認めるものであること。

- (1) 審査項目
 - ア 事業所等の保安体制
 - ① 本社における保安体制
 - ② 事業所における保安体制
 - イ 自主検査体制
 - ウ 事業所の保安実績
 - ① 事故の状況
 - ② 立入検査時の指摘状況
 - ③ 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況これらの項目の詳細については、別紙1－1に示す。

(2) 審査基準

上記（1）に掲げる審査項目に対応する審査基準を別紙1－2に示す。

3 認定の手続き等

(1) 認定の手続

市町村長等は、認定を希望する事業所からの申請を受けて、上記2に基づき認定を実

施するものであること。

なお、複数の事業所について工事管理を含めた保安業務が一体となっているもの（合同事業所）については、1の事業所として申請を受けることができるものであること。

申請の際、認定を受けようとする事業所が提出する書類は、認定の審査に必要な事項が記載されていればよく、一定の様式とする必要はないこと。また、新たな資料として作成する必要はなく、既存の資料を活用して差し支えないこと。

なお、規程、マニュアル等については、現地調査で確認すること。

(2) 危険物保安技術協会の実施する事前審査

危険物保安技術協会では、事前審査委員会を設けて当該認定に係る事前審査を行うこととしていること。

認定を受けようとする事業所が認定申請時に事前審査の結果を添付した場合には、市町村長等は、当該事前審査の結果を活用し、当該認定に係る審査事務の迅速化及び簡素・合理化を図ることができること。

事前審査を活用する場合の手続きの流れを別紙1－3に示す。

(3) 認定の有効期限及び認定の更新

認定の有効期間は、5年間とすること。認定事業所が認定の有効期間の経過後も継続して認定を受けようとするときは、市町村長等に認定の更新の申請を行うものであること。市町村長等が認定の更新を実施するにあたっては、上記(1)及び(2)を準用すること。

(4) 変更の認定

認定を受けた後に、認定事業所が審査項目に係る保安体制等を変更しようとする場合には、市町村長等は変更の認定を行うものであること。ただし、保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更についてはこの限りでない。

変更の認定にあたっては、上記(1)及び(2)を準用すること。

変更の認定を受けた場合においても、当該変更の認定に係る認定の有効期間は従前の通りであること。

(5) 認定の取り消し

市町村長等は、認定事業所が次に掲げる事由の一つに該当すると認めるときは認定を取り消すことができるものであること。

ア 上記1に規定する認定の申請を受理することができる事業所の要件に適合しなくなったとき

イ 上記2(2)に規定する認定に係る審査基準(上記2(1)ア及びイに係る部分に限る。)に適合しなくなったとき

ウ 認定事業所が上記(4)に規定する認定を受けずに審査項目に係る保安体制等(保安体制等に影響を及ぼさない範囲での人員の交代等軽微な変更等を除く。)を変更した場合

別紙 1－1

事業所認定の審査項目

ア 事業所等の保安体制

ア 事業所等の保安体制	A 本社における保安体制	a 基本姿勢
		b 保安管理
	B 事業所における保安体制	a 基本姿勢
		b 組織
		c 教育訓練
		d 事故対策等
		e 工事管理

イ 自主検査体制

イ 自主検査体制	A 自主検査組織	
	B 自主検査業務	a マニュアル
		b 検査記録

ウ 事業所の保安実績

ウ 事業所の保安実績	A 事故の状況	a 事故時の対応
		b 事故原因
		c 事故後の改善状況
	B 立入検査時の指摘状況	a 指摘内容
		b 改善状況
	C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況	a 指摘内容
		b 改善状況

別紙１－２

事業所認定の審査基準

ア 事業所等の保安体制について

ア 事業所等の保安体制／A 本社における保安体制／a 基本姿勢	
審 査 項 目	審 査 基 準
保安に係る基本姿勢	・ 保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が文書により定められるとともに、実践されていること。

ア 事業所等の保安体制／A 本社における保安体制／b 保安管理	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 保安管理体制の整備	・ 保安管理を担当する部署が組織されており、その責任の所在が明確になっていること。
2 保安管理の推進	・ 各事業所の保安管理実績の検討等、事故の発生防止等に関する重要事項等について指導、助言等が行われていること。

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／a 基本姿勢	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 基本姿勢	・ 事業所の保安の確保に関する理念、基本方針等の諸施策が明確に定められ、かつ、文書化されていること。 ・ これらの諸施策が従業員（協力会社も含む。）に理解され、実践されていること。
2 規程の整備	・ 保安に関する規程が整備されていること。
3 本社との連携	・ 本社からの保安に関する重要事項の指導、助言について、当該事業所において反映されるとともに、保安に係る事項について必要に応じ本社にフィードバックしていること。

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／b 組織	
審 査 項 目	審 査 基 準
組織	・ 保安管理、工事管理、自主検査管理、事故対策管理、教育管理等の機能をもった組織があり、それぞれの責任及び権限の所在が明確にされ、かつ、文章化されていること。 ・ それぞれの組織間の連絡調整等が図られ、また、各組織が円滑に職務を遂行していること。

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／c 教育訓練	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 教育訓練	・工事管理、自主検査、事故時対応について、教育訓練に関する規程が策定されており、その内容が適正で、確実に実行されていること。 ・教育訓練の実施記録がとられていること。
2 教育訓練の記録	

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／d 事故対策等	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 事故等対策規程	・事故等対策規程が整備され、その内容が適正であること。 ・事故時等の対処の方法が定められ、かつ、適切に実行される体制が整備されていること。 ・事故等が発生した場合、その原因を調査分析する体制が明確に定められていること。 ・事故等についての情報を収集し、調査分析を行い、自社の事故等対策に活かしていること。 ・事故等対策の調査検討会が開かれ、事故等再発防止対策が講じられていること。
2 事故等への対応	
3 事故等原因調査体制	
4 事故等危険要因への措置	

ア 事業所等の保安体制／B 事業所における保安体制／e 工事管理	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 工事管理規程	・工事管理規程が整備され、その内容が適正であること。 ・各種工事の標準仕様書が整備され、その内容が適正であること。 ・工事計画、施工方法について評価検討され、その危険要因を抽出し、対処解決策が講じられたうえで、工事着工がなされる体制がとられていること。 ・工事管理規程に基づき適正な工事管理がなされていること。 ・工事計画、施工方法の決定事項について協力会社への指導が適切に行われ、工事施工者まで適正に伝わっていること。
2 工事計画評価体制	
3 工事管理	
4 協力会社との連携	

イ 自主検査体制について

イ 自主検査体制／A 自主検査組織	
審 査 項 目	審 査 基 準
自主検査組織	・検査を担当する組織があり、その責任と権限が明確になっていること。 ・関係会社を交えて検査を実施する場合は、監督、指示等を適切に行うことができる体制であること。

イ 自主検査体制／B 自主検査業務／a マニュアル	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 検査方法	・ 工程ごとの検査方法が明確になっていること。 ・ 検査の種類ごとに検査の手順、判断基準等が適正であり、明確になっていること。 ・ 検査の種類ごとに検査員の資格が明確になっており、それらが適正であること。
2 検査手順	
3 検査実施者等	

イ 自主検査体制／B 自主検査業務／b 検査記録	
審 査 項 目	審 査 基 準
検査記録	・ 検査記録表は、検査の内容、結果、責任者、実施者、検査条件が明確にわかるものになっていること。 ・ 検査記録表の保管について、責任者が定められていること。

ウ 事業所の保安実績について

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／a 事故時の対応	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 事故発生時の初動体制	・ 事故発生時の初動体制は適切であること。 ・ 関係機関に適切に通報がなされていること。また、通報が適切でなかったときは、原因究明が行われていること。 ・ 事故対策本部及び事業所内対応組織の運営が円滑に行われていること。
2 事故対策本部及び事業所内対応組織の運営	

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／b 事故原因	
審 査 項 目	審 査 基 準
事故原因調査	・ 事故原因調査が適切に行われていること。

ウ 事業所の保安実績／A 事故の状況／c 事故後の改善状況	
審 査 項 目	審 査 基 準
1 事故の再発防止	・ 事故原因を究明し、再発防止のため、類似の危険要因を排除するための措置が講じられていること。 ・ 事故対応の不備が抽出され、教育訓練等の改善が行われていること。
2 教育訓練への反映	

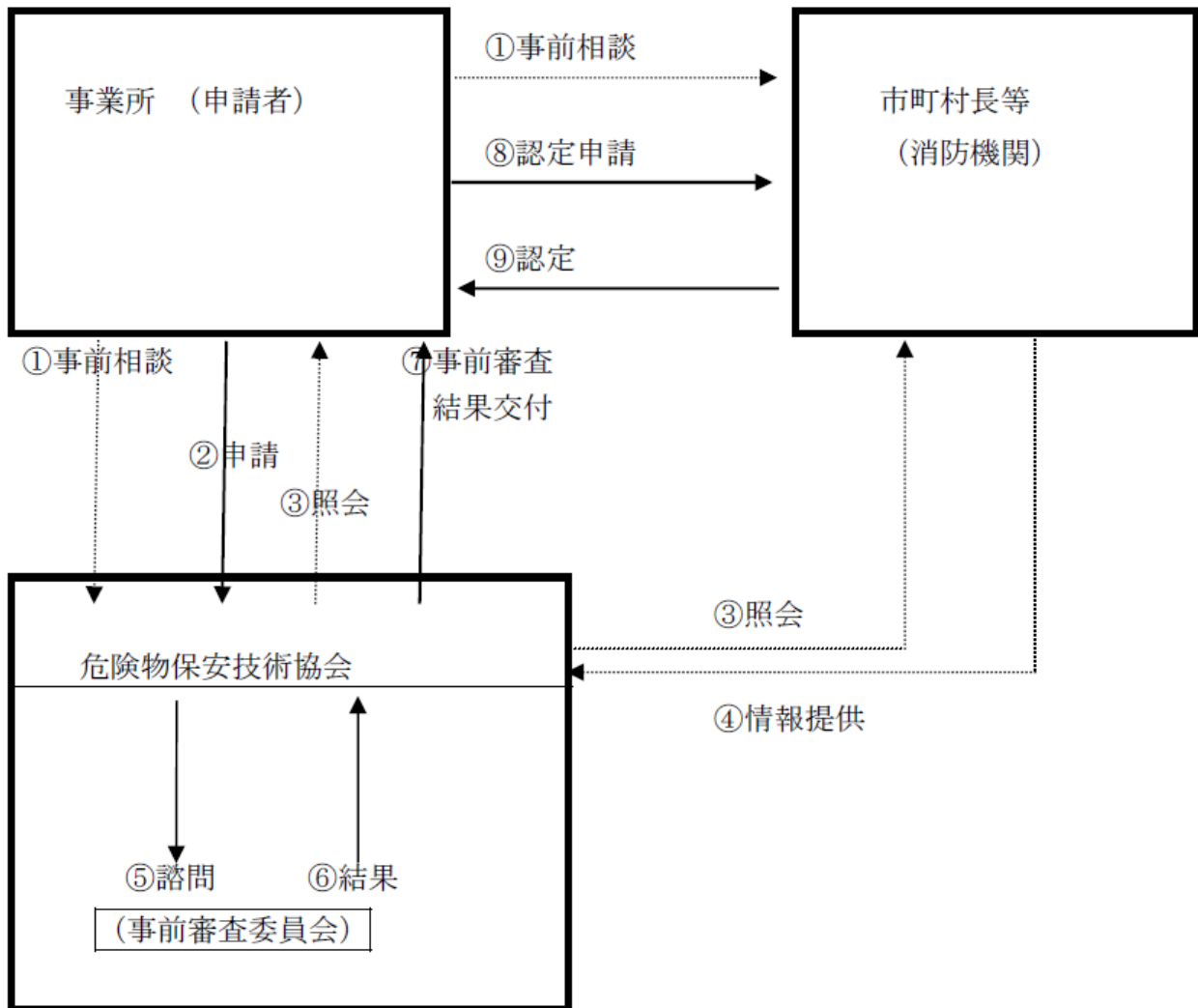
ウ 事業所の保安実績／B 立入検査時の指摘状況／a 指摘内容	
審査項目	審査基準
立入検査時の指摘内容	・重要な指摘がないこと。

ウ 事業所の保安実績／B 立入検査時の指摘状況／b 改善状況	
審査項目	審査基準
改善状況	・指摘事項が迅速に改善されていること。 ・改善されない場合には、適切な理由があること。

ウ 事業所の保安実績／C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況／a 指摘内容	
審査項目	審査基準
指摘内容	・重要な指摘事項がないこと。

ウ 事業所の保安実績／C 完成検査及び完成検査前検査の際の指摘状況／b 改善状況	
審査項目	審査基準
改善状況	・指摘事項が迅速に改善されていること。 ・改善されない場合には、適切な理由があること。

事前審査を活用する場合の手続きの流れ



別添 2

完成検査等の手続等

1 完成検査の方法

(1) 自主検査結果報告書（完成検査用）等の内容

市町村長等は、認定事業所が記の 1（2）アに規定する変更工事に該当する工事に係る完成検査について自主検査結果の活用を希望する場合には、完成検査申請時に、次の内容の書類を提出させること。

ア 認定事業所が実施した自主検査により、変更許可どおりに変更工事が完了していることを証明する書類（以下「自主検査結果報告書（完成検査用）」という。（別紙 2－1 に例を示す。）

イ 当該完成検査に係る技術基準について、検査項目及び検査結果が確認できるチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）

(2) 自主検査結果報告書（完成検査用）等の活用方法等

完成検査に係る各手続における自主検査結果報告書（完成検査用）等の活用方法は、次の通りであること。なお、当該手続の流れを別紙 2－2 に示す。

ア 変更許可申請時

自主検査結果報告書（完成検査用）の円滑な活用を図るため、認定事業所が完成検査申請時に提出するチェックリストに自主検査を行う項目を明らかにしたうえで、変更許可申請時に申請書とともに提出させ、あらかじめ確認しておくこと。この場合において、当該チェックリストは、検査該当項目のみが明確にされていれば足りるものであること。

イ 完成検査申請時

認定事業所に対し、完成検査申請時に申請書とともに、自主検査結果報告書（完成検査用）及びチェックリストを提出させること。

ウ 完成検査時

市町村長等は、認定事業所から提出された自主検査結果報告書（完成検査用）及びチェックリストを活用して、現地に赴かずに完成検査を実施し、基準に適合していると認められる場合は、迅速に完成検査済証を交付すること（午前中に完成検査の申請があった場合は、完成検査を実施し、当該申請のあった日に完成検査済証を交付するよう努めること）。

2 完成検査前検査の方法

(1) 自主検査結果報告書（完成検査前検査用）等の内容

市町村長等は、認定事業所が記の 1（2）イに規定する変更工事に該当する工事に係る完成検査前検査について自主検査結果の活用を希望する場合には、完成検査前検査申請時に、認定事業所が実施した自主検査により、変更工事に係る液体危険物タンクが水張（水圧）試験に関する基準に適合していることを証明する書類（以下「自主検査結果報告書（完成検査前検査用）」という。（別紙 2－3 に例を示す。））を提出させること。

(2) 自主検査結果報告書（完成検査前検査用）等の活用方法等

完成検査前検査に係る各手続きにおける自主検査結果報告書（完成検査前検査用）の活用方法は、次の通りであること。なお、当該手続きの流れを別紙２－４に示す。

ア 変更許可申請時

認定事業所に対し、変更許可申請時に申請書の「その他の必要な事項」欄に完成検査前検査において自主検査結果を活用する旨明記させること。

イ 完成検査前検査申請時

認定事業所に対し、完成検査前検査申請時に、自主検査結果報告書（完成検査前検査用）を提出させること。

ウ 完成検査前検査時

市町村長等は、認定事業所から提出された自主検査結果報告書（完成検査前検査用）を活用して、現地に赴かずに完成検査前検査を実施し、迅速にタンク検査済証を交付すること。

自主検査結果報告書

（完成検査用）

平成 年 月 日

工事名

事業所名

（完成検査用）

1 変更工事内容（概要）

（平成 年 月 日 許可番号 ）

2 検査内容

（使用した検査要領等／検査項目）

（ / ）
（ / ）
（ / ）
（ / ）

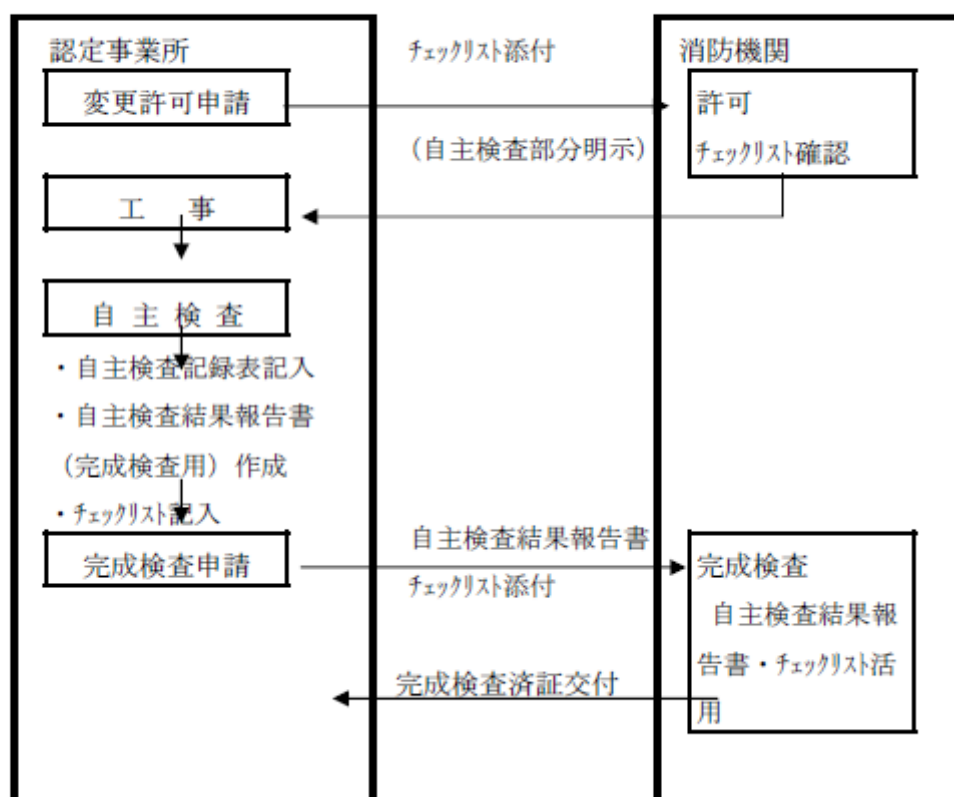
3 検査年月日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査責任者職氏名

5 総合判定

変更許可を受けた工事に係る製造所等が位置、構造及び設備の基準に適合しているとともに許可どおりに完成したことを確認した。

別紙 2 - 2 完成検査の手続の流れ



自主検査結果報告書

（完成検査前検査用）

平成 年 月 日

工事名

事業所名

（完成検査前検査用）

1 変更工事内容（概要）

（平成 年 月 日 許可番号 ）

2 検査内容

（1）検査項目（いずれか該当するものに○をつけること。）

- ・ 水張試験
- ・ 水圧試験

（2）使用した検査要領等

（ ）

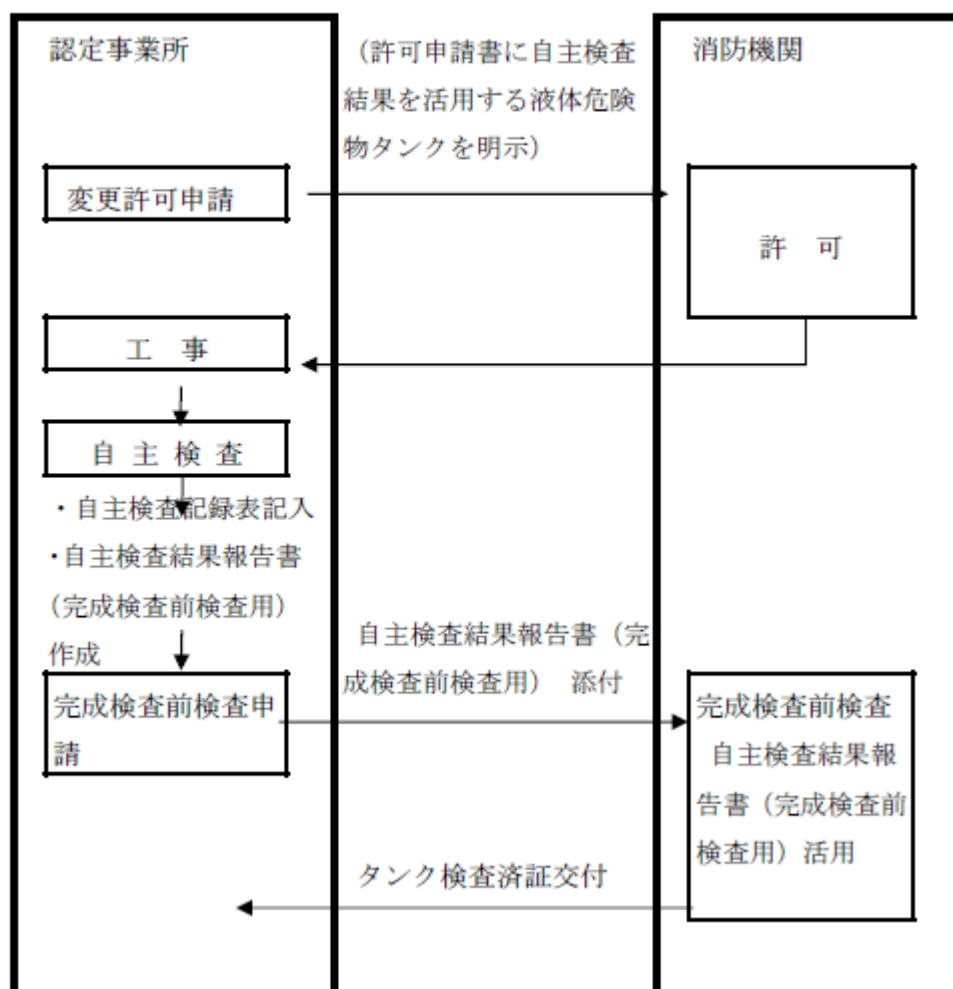
（ ）

3 検査年月日 平成 年 月 日～平成 年 月 日

4 検査責任者職氏名

5 総合判定

変更許可を受けた工事に係る液体危険物タンクが水張（水圧）試験に関する基準に適合することを確認した。



参考資料 3

認定事業所における完成検査済証交付の
一層の迅速化について
(平成 21 年消防危第 207 号)

消 防 危 第 207 号
平成 21 年 11 月 20 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

認定事業所における完成検査済証交付の一層の迅速化について

市町村長等が、工事管理を含む保安のための優れた体制を有することが実績からも明らかであると認められる事業所（以下「認定事業所」という。）が行う危険物施設の変更工事について、市町村長等が認定事業所の自主検査結果を活用して、現地に赴かずに完成検査等を実施することができる制度については、「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」（平成 11 年 3 月 17 日付け消防危第 22 号）により運用をお願いしてきたところです。

また、認定事業所における完成検査済証の迅速な交付については、「「危険物施設の変更工事に係る完成検査等について」の一部改正について」（平成 20 年 1 月 28 日付け消防危第 16 号）により午前中の申請については、即日交付するよう努めることとされたところですが、「規制改革推進のための 3 か年計画（再改訂）」（平成 21 年 3 月 31 日閣議決定）において、危険物施設の変更工事等に係る完成検査等においては、事業者の負担を軽減するため、市町村等における実態を踏まえながら、安全の確保を前提に、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化の推進に一層努めることとされました。

先般、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化のための具体的な取組事例について調査を行い、その結果を別紙のとおりとりまとめましたので、御参考の上、認定事業所における完成検査済証交付の迅速化の推進に一層努められるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、この旨を貴都道府県内の市町村に対して、周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

(連絡先)

消防庁危険物保安室

担当：明田・妙中

T E L 03-5253-7524

F A X 03-5253-7534

別紙

完成検査済証の迅速な交付のための取組事例

即日交付の要件の明確化	以下の要件で申請された場合、完成検査済証の即日交付に努めることとした。 ①認定事業者が完成検査等の申請前日までに当該申請を行う旨の連絡を行うこと。 ②認定事業者は申請すると連絡した当日の午前 11 時までに申請手続きを行うこと。
FAX 等の通信機器の利用	完成検査済証の交付に係る手続について、認定事業所から完成検査結果記録の F A X 等による送付があれば、内容を確認後、審査合格であれば迅速に完成検査済証（公印を押印したもの）を作成し、同事業所に F A X 送付する。F A X 送付を受けた事業所は、その時点から使用開始することができる。 なお、完成検査結果記録については、検査管理組織等が活用されていることが明らかであるもの（組織内での稟議がされているもの等）であり、後日、完成検査結果記録を提出させ、完成検査済証を交付することとしている。
決裁ルート of 明確化・簡素化	後関及び代決を活用することや決裁権者への事前説明などを行い、交付手続の迅速化を図っている。

参考資料 4

高圧ガス保安法に基づく認定完成検査
実施者等の認定取消事例について

高圧ガス保安法に基づく認定完成検査実施者等の認定取消事例について

高圧ガス保安法第39条の12第1項の規定に基づき、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定が取り消された事例は以下のとおり。（厚生労働省「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」資料及び経済産業省プレス発表資料から確認。）

(1)東ソー(株)四日市事業所 平成 15 年 6 月 13 日

（取消事由） 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定を実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査の記録を届け出たこと

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

(2)新日本石油精製(株)麻里布製油所 平成 15 年 6 月 13 日

（取消事由） 自主保安検査の際、認定施設の全部について、法令により実施することとされている肉厚測定、気密試験、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

(3)新日本石油精製(株)大阪製油所 平成 15 年 6 月 13 日

（取消事由） 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定、気密試験、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

（完成検査の認定も取消）

(4)三井化学(株)大阪工場 平成 15 年 10 月 03 日

（取消事由） 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている肉厚測定、耐圧試験（開放検査）を一部を除いて実施しなかったにもかかわらず、これを実施したとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

(5)日本ゼオン(株)徳山工場

平成 15 年 11 月 21 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている緊急遮断弁に対する保安検査(作動試験及び漏洩試験)の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(6)日本ゼオン(株)水島工場

平成 15 年 11 月 21 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査(肉厚測定)の一部を実施しなかった(特に、一部機器については、検査台帳上に記載されず、検査対象機器から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

(7)協和油化(株)千葉工場

平成 15 年 12 月 12 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設について、法令により実施することとされている保安検査(耐圧試験(開放検査)、肉厚測定、安全弁の作動試験及び圧力計の検査)の一部を実施しなかった(特に、全ての配管の肉厚測定については、検査台帳上に記載されず、検査対象から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(8)協和油化株式会社四日市工場

平成 15 年 12 月 12 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設について、法令により実施することとされている保安検査(耐圧試験(開放検査)、肉厚測定、気密試験並びに圧力計及び温度計の検査)の一部を実施しなかった(特に、圧力計5台及び温度計4本については、検査台帳上に記載されず、検査対象から脱落していた)にもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記

録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(9)旭化成ケミカルズ(株)水島製造所B地区

平成 16 年 1 月 23 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査(肉厚測定、耐圧試験(開放検査))の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

(10)旭化成ケミカルズ(株)水島製造所C地区

平成 16 年 1 月 23 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査(肉厚測定、耐圧試験(開放検査))の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

(11)旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所

平成 16 年 1 月 23 日

(取消事由) 自主保安検査の際、認定施設の一部について、法令により実施することとされている保安検査(耐圧試験(開放検査)、肉厚測定、気密試験)の一部を実施しなかったにもかかわらず、検査が適正に実施されたとする虚偽の内容の検査記録を届け出たこと。

検査組織及び検査管理組織が、検査及び検査管理を適切に実施していないこと。

(完成検査の認定も取消)

(12)コスモ石油(株)千葉製油所

平成 18 年 9 月 19 日

(取消事由) 爆発・火災事故を起こしたことなど。

(千葉、四日市、堺、坂出の同社の全4製油所について、無許可工事にともなう完成検査の不備(都道府県知事への記録の届出の不実施)があったことなどから完成検査の認定を取消)

(13)三菱化学(株)鹿島事業所

平成20年 2月 15 日

(取消事由) 平成 19 年 12 月 21 日に発生した火災事故において、事業所の保安体制に係る認定基準への不適合があったことが認められたため。

(完成検査の認定も取消)

(14)コスモ石油(株)千葉製油所

平成 23 年 6月 30 日

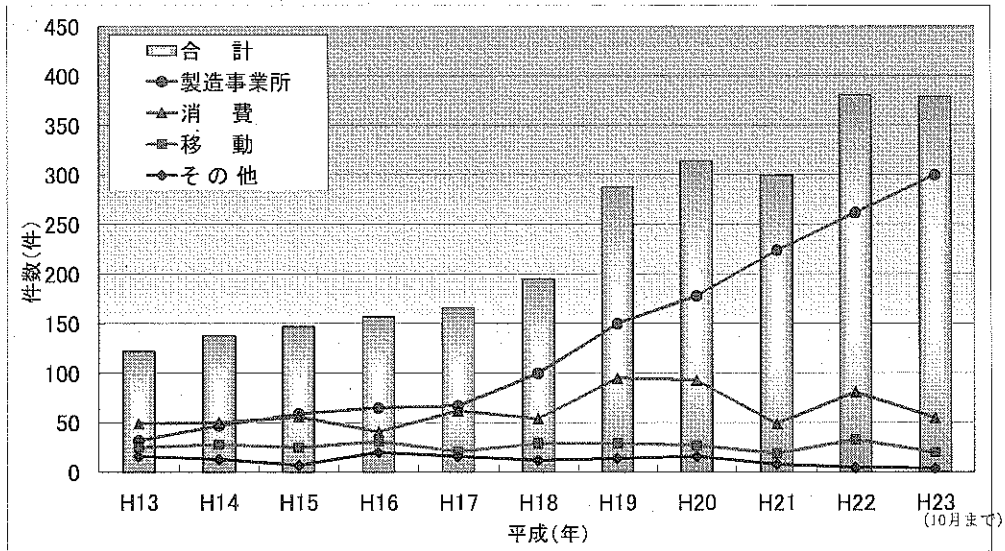
(取消事由) ①3月 11 日に発生した火災・爆発事故により、重傷者1名、軽傷者5名の負傷者を出したほか、製油所外での火災を引き起こすなどの災害が発生したことなど。

(完成検査の認定も取消)

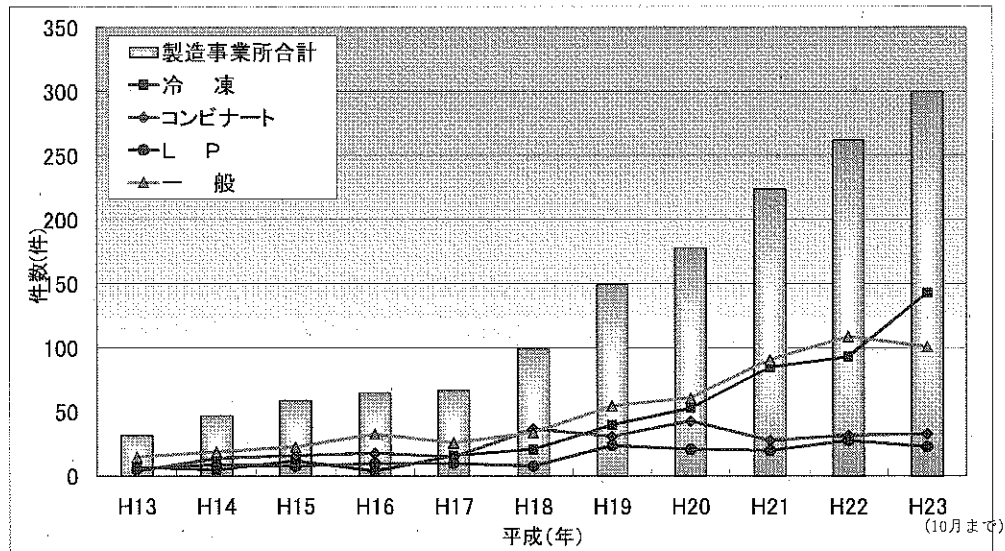
計 14 事業場

参考資料 5

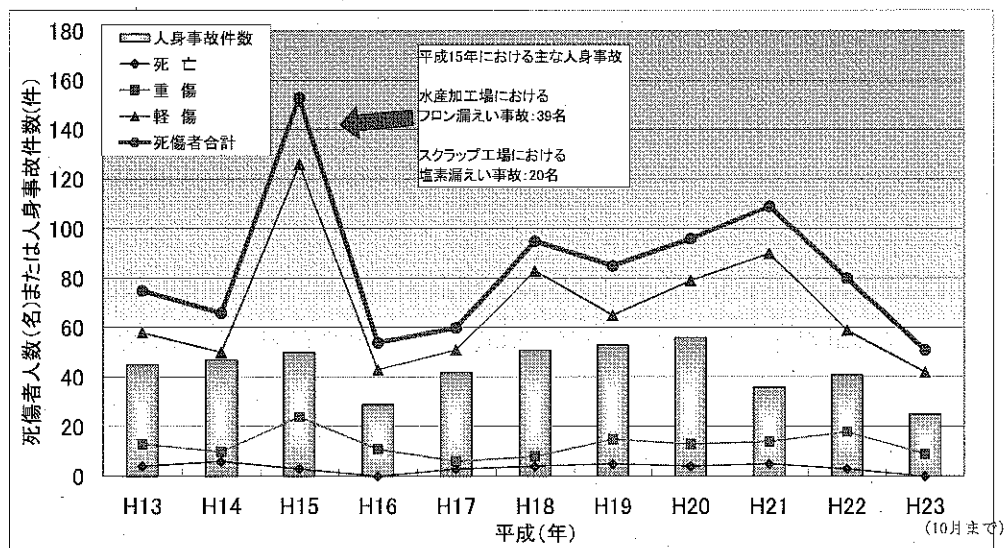
高圧ガス事故件数の推移
(高圧ガス保安協会調べ)



平成13年～23年(10月)における事故区分別における高圧ガス事故件数【災害】



平成13年～23年(10月)における製造事業所における高圧ガス事故件数【災害】



平成13年～23年(12月)における人的被害及び人身事故件数

参考資料 6

労働安全衛生法に基づくボイラー等の
連続運転認定事業者の認定取消事例
について

労働安全衛生法に基づくボイラー等の連続運転認定事業者の認定取消事例について

ボイラー等の連続運転認定要領に基づく事業場の連続運転認定の取消事例については、以下のとおり。(厚生労働省「ボイラー等の自主検査制度の導入の可否に関する検討会」より確認。)

- (1)三菱化学(株)鹿島事業所 平成 11 年 7 月 5 日
(取消事由)コンビナートプラントの蒸気配管漏洩箇所の補修作業中、超高压蒸気管が破裂し、8名が負傷したこと。
- (2)興亜石油(株)大阪製油所(現 新日本石油精製) 平成 12 年 12 月 28 日
(取消事由)廃熱ボイラーの煙道出口付近で爆発事故を起こしたこと。
- (3)宇部興産(株)宇部ケミカル工場 平成 14 年 3 月 26 日
(取消事由)フェノール反応液が漏洩した特定化学設備に、計測装置及び自動警報装置が設けられていなかったこと。
- (4)日本ポリウレタン工業(株)南陽工場 平成 14 年 3 月 26 日
(取消事由)ホスゲン中毒災害で、労働者5名を漏洩現場から退避させず、ホスゲンを吸入した労働者に緊急健康診断を行わなかったこと。
- (5)東亜石油(株)京浜製油所扇町工場 平成 15 年 3 月 14 日
(取消事由)水管式ボイラーの過熱器管が破裂したこと。
- (6)東ソー(株)四日市事業所 平成 15 年 9 月 10 日
(取消事由)事業場が保全管理基準として定めたボイラー等の肉厚測定の実施、測定結果の虚偽記載を行ったこと。
- (7)日本ゼオン(株)徳山工場 平成 15 年 12 月 24 日
(取消事由)N, N-ジメチルホルムアミドのタンクの定修作業で、労働者8名が有機溶剤中毒となったこと。
- (8)新日本石油精製(株)麻里布製油所 平成 16 年 8 月 10 日
(取消事由)認定後に行われた性能検査において、認定されたボイラーが条件付き合格となったこと。
- (9)関西電力(株)関西国際空港エネルギーセンター 平成 16 年 9 月 10 日
(取消事由)保全管理基準として定めた点検項目の省略、点検周期の延長等について

て、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。

- (10)協和発酵ケミカル(株)千葉工場 平成 17 年 5 月 26 日
(取消事由)保安全管理基準として定めた保安全管理従事者数の減少について、所轄署長の変更認定を受けなかったこと。
- (11)新日本石油精製(株)水島製油所 平成 17 年 8 月 1 日
(取消事由)重油直接脱硫装置の定期修理工事のため、オフガス配管に閉止板の挿入作業を行ったところ、バルブの閉止が不十分であったため硫化水素ガスが漏洩し、1 名が中毒となったこと。
- (12)(株)神戸製鋼所加古川製鉄所 平成 18 年 3 月 23 日
(取消事由)発電用ボイラーの炉内で爆発が発生し、水冷壁管が破損して水蒸気が噴出、近くを通行中の労働者 1 名がそれを浴びて死亡したこと。
- (13)太陽石油(株)四国事業所 平成 18 年 6 月 28 日
(取消事由)原油貯蔵タンク内で火災が発生し、関係請負人の労働者を含む作業員 5 名が死亡、作業員 2 名と事業主 1 名が負傷したこと。
- (14)(株)日本触媒姫路製造所 平成 18 年 8 月 21 日
(取消事由)水管ボイラーの炉内で爆発が発生したこと。
- (15)コスモ石油(株)千葉製油所
(取消事由)廃熱ボイラーについて、大規模な変更を行いながら、ボイラー及び圧力容器安全規則に規定する製造時検査等の手続を経ることなく継続して使用していたこと。
- (16)東ソー(株)南陽事業所 平成 19 年 2 月 14 日
(取消事由)塩化ビニルモノマー製造施設に設置されたストレーナ内部のフィルタが目詰まりしたため、当該フィルタを清掃しようとストレーナの蓋のボルトを取り外す作業を行っていたところ、火炎が吹き出し、作業員 3 名が火傷を負ったこと。

計 16 事業場

参考資料 7

危険物に係る事故の報告について（抜粋）
（平成 15 年消防危第 85 号・消防特第 175 号）

消防危第 85 号
消防特第 175 号
平成15年8月19日

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁危険物保安室長

特殊災害室長

「危険物に係る事故及びコンビナート等特別防災区域における事故
の報告」の改正について

標記のことについては、「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について」（平成8年6月12日付け消防危第74号・消防特第86号。以下「平成8年通知」という。）によりお願いしてきたところですが、この度、報告に係る取扱いを下記のとおり改正することとしましたので、平成15年7月1日以降の事故につきましては、本通知に基づき報告をお願いします。

また、貴都道府県の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第1 改正の概要

1 改正の趣旨

危険物施設の事故防止に資するため、事故報告の方法について以下の観点から見直しを行うものである。

- (1) 的確な事故分析に基づく事故防止対策の推進
- (2) 報告内容の正確性・統一性の向上

(3) 事故報告から公表までの作業の簡素化・迅速化

2 主な改正点

(1) 報告項目の追加等

平成 8 年通知の報告様式を一部変更するとともに、近年事故件数が多い、又は事故発生率が高い危険物施設の事故について、報告項目を追加したこと。

ア 平成 8 年通知の報告様式の一部変更

(ア) 施設装置

「施設装置」欄の「名称」及び「番号」に無機化学工業の施設装置名称及びコード番号を追加したこと。

(イ) 事故発生時の従業員の作業状況

「発生時」の「作業状況」欄に「原料仕込み中」を追加したこと。

(ウ) 発生施設規制区分等

「発生施設規制区分等」欄の「製造・貯蔵・取扱・運搬」の区分に対応する「設置形式等」の内容を変更したこと。

(エ) 取扱者の概要

「取扱者の概要」について、従前の報告書式から「人的要因用」報告様式に記入欄を移動したこと。

(オ) 人的被害

a 「人的被害」の欄に「中等症者数」を追加したこと。

b 48 時間を越え 30 日以内に死亡した者を「重傷」欄に括弧書きで記入するようにしていたものを、死亡欄に記入することとしたこと。

(カ) 関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況

「関係機関、自衛防災・消防組織等の出動状況」欄にヘリコプター用の記入欄を設けたこと。

イ 報告項目の追加

(ア) 項目を追加する事故

項目を追加する事故種別	項目を追加する事故の内容
火災	・ 人的要因（誤操作、管理不十分、監視不十分、確認不十分、不作為） ・ 放火等
漏えい	・ 腐食疲労等劣化 ・ 交通事故（移動タンク貯蔵所の単独事故に限る。）

(1) 追加する報告項目の内容

事故種別・原因		追加した項目
火災	人的要因	「誤った行為を行った（不作為の場合は正しい行為を行わなかった）理由」、「取扱者の作業の経験年数」、「直近の保安講習日」、「保安教育の内容」、「作業の状況」
	放火等	「放火箇所」、「発火源、着火物」、「管理状況、安全対策」、「周辺環境及び過去の状況」
漏えい	腐食疲労等劣化	「漏えい部位の詳細」、「漏えい部位の使用年数」、「直近の点検内容」、「腐食疲労等劣化原因の状況」
	交通事故	「事故を発生させた車両の詳細」、「道路状況」、「乗務経験年数」、「連続運転時間」、「積載状況」、「消防隊が積荷の品名等を特定した方法」、「イエローカードの有無」、「「危」の標識の有無」、「移動貯蔵タンクの状況」、「運行の状況」

(2) 記入要領の充実

記入要領について、記入すべき項目、記入例などの解説を充実させたこと。

(3) 電子ファイルによる報告の原則

事故報告は、原則として電子ファイル（エクセルファイル）により作成・報告すること。（第2.2参照）

第2 改正後における報告の方法

1 報告の対象

(1) 危険物に係る事故

- ア 製造所等の事故
- イ 仮貯蔵・仮取扱いに伴う事故
- ウ 無許可施設の事故
- エ 危険物輸送・運搬中の事故

(2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故

石油コンビナート等災害防止法第15条に規定する特定防災施設の破損（亀裂、損傷、破損等を含む）及び同法第23条に規定する異常現象に該当するもの

*「異常現象の範囲について」（昭和59年7月13日 消防地第158号）を参照のこと

2 報告様式

原則として電子ファイル（別紙1）により報告する。ただし、電子化の状況等により電子ファイルによる報告が困難な場合には、書面（別紙2）にて報告することとしてさしつかえない。

また、添付する図面などについても、可能な範囲で電子ファイルにより報告する。

3 報告書の記入要領

別紙3の要領に従い記入する。

なお、電子ファイルにより作成する場合、1つの事故で1つのファイルを作成することとし、複数の事故を1つのファイルで作成することはしない。また、電子ファイルにより報告する場合の留意事項については、別紙4を参照すること。

4 提出方法

(1) 報告は、当該事故の発生した地域の属する市町村が都道府県を通じて行うこと。

また、2以上の市町村にまたがって発生した上記3の事故は、この事故を主として防ぎよした市町村又はこれらの事故があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うこと。

(2) 電子データによる報告の場合は、フロッピーディスク、MOディスク、CD-ROMのいずれかにより都道府県でまとめて報告すること。なお、電子データで報告する場合は、紙媒体による報告は不要とすること。

(3) 様式の記載事項で、事故原因等調査中のものがある場合は、その旨記載し、調査事項が判明次第追って報告すること。

- (4) 各都道府県毎に事故種別、日付順で取りまとめのうえ、消防庁に報告すること。
- (5) 電子データは1つの事故で1つのファイルを作成することとし、ファイル名は都道府県名、上半期又は下半期、一連番号を記入すること。
(記入例 埼玉 下半期分)
- (6) 報告書は必ず一覧表を作成し、電子データの有無を記入すること。
(記入例 別紙5参照)

5 報告の期日

報告は年2回とし、1月から6月までのものは7月末までに、7月から12月までのものは翌年の1月末までに報告する。

また、事故の報告期間中において事故がない場合は、報告期日までにその旨を報告する。

第3 その他

- 1 本通知は、平成15年7月以降の事故報告について適用する。
- 2 本通知の発出に伴い、次に掲げる通知は廃止する。
 - ・「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について」(平成8年6月12日付け消防危第74号・消防特第86号)
 - ・「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について」(平成6年3月24日付け消防危第27号・消防特第63号)
 - ・「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について」(昭和63年3月31日付け消防危第41号・消防特第81号)
 - ・「「危険物製造所等及びコンビナート等特別防災区域における事故の報告」の改正について」(昭和56年11月19日付け消防危第160号・消防地第302号)
 - ・「危険物製造所等の火災等報告の改正について」(昭和53年3月28日付け消防危第35号)
 - ・「危険物製造所等の火災等報告の改正について」(昭和44年5月27日付け消防予第170号)

報告書の記入要領

注)下線は追加訂正線は削除を示す 別紙 3

項目欄	記入要領
1 事故名	火災、爆発、漏えい、破損等の種類及び事故の発生原因・状況が明らかとなるように簡潔な表現方法を用いて50文字程度以内で入力（記入）すること。また、できる限り以下の並びとすること。 （「事故発生施設装置等」の「施設・装置名称」及び「機器等名称」並びに発生箇所・原因）」＋（危険物名）＋（火災または漏えい） 〔例〕・地下タンクからボイラーへの埋設配管の腐食による重油の漏えい ・一般取扱所において、ドラム缶から携行缶に移し替え中に静電気によりガソリンが着火したことによる火災 ・タンク受入れ配管をピグでクリーニング中、工事中的火気によりピグ出口で爆発 ・屋外タンクに接続したボイラー（一般取扱所非該当）のサービスタンクのプロートスイッチ故障による重油の流出 ・給油取扱所で誤注入されたガソリン入り灯油の販売
2 事故種別	(1) 該当種別を選択（記入）すること。事故種別は次のとおり。 1 爆発：化学的变化による爆発の一つの形態であり、急速に進行する化学反応によって多量のガスと熱とを発生し、爆鳴・火災及び破壊作用を伴う爆発現象及び物理的变化による爆発現象をいう。 2 火災：人の意図に反して発生し若しくは拡大し、又は放火により発生して消火の必要がある燃焼現象であって、これを消火するために消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とするものをいう。 3 漏えい：危険物の漏えい、漏れ、溢れ、飛散、流出又は噴出等をいう。なお、石油コンビナート等災害防止法（以下「石災法」という。）に定める特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物の漏えいを含む。 また、製造所等に配管で接続された少量危険物施設等において、明らかに指定数量以上の危険物が漏えいし、又は焼失したものと認められる場合には、当該製造所等の事故（漏えい）として扱う。 4 破損：製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準が適用されている部分における破損（亀裂、損傷、破壊等）をいう。なお、特定事業所においては、危険物のほか高圧ガス、指定可燃物、可燃性ガス、毒物又は劇物に係る関係法令等によって、当該物質を貯蔵又は取扱う施設の構造及び設備の基準が適用される部分並びに石災法に定める特定防災施設等における破損（亀裂、損傷又は破壊等）をいう。 5 その他：上記1～4に該当しないものをいう。なお、この場合（ ）内にその内容を簡記すること。 〔例〕・ガソリン入り灯油の販売 給油取扱所で灯油用固定注油設備を通じて、ガソリンが混入した灯油を販売したとき。この場合、（コンタミ）と入力（記入）する。 * 移動タンク貯蔵所の交通事故については、1～4に該当しないものは報告の必要はない。 (2) 石油コンビナート等特別防災区域における事故の場合は、異常現象に該当、非該当を選択（記入）すること。

	事故種別の2以上が発生した場合のうち、爆発及び火災の双方が発生した場合は、発端となった形態を（主）に、引き続き発生した形態を（従）に選択（記入）すること。それ以外の場合は（主）のみを選択（記入）すること。 〔例〕・爆発後に延焼した場合：（主）に爆発、（従）に火災を選択（記入）する。 ・配管のピンホール部分から油漏れが発生し、火災となった場合 ：（主）に火災を選択（記入）すること。 ・移動タンク貯蔵所が横転しタンク側面に亀裂が生じ、積載していた灯油が漏えいした場合：（主）に漏えいを選択（記入）すること。 ・固定給油設備に乗用車が衝突し破損した場合 ：（主）に破損を選択（記入）すること		
3 発生	事故が発生した日時を入力（記入）し、〔推定〕・〔確定〕の別を選択（記入）すること。 不明の場合は、入力（記入）せず、〔推定〕・〔確定〕欄に不明と入力（記入）すること。 なお、時刻については、24時間表示にすること（以下同じ）。		
4 発見	事故を発見した日時を入力（記入）すること。		
5 覚知	消防機関が事故を覚知した日時を入力（記入）すること。 発生から処理完了まで長時間を要する事案の場合、覚知日時を基準とし、報告する。 〔例〕漏えい発生H14年12月1日(推定)、覚知H15年1月1日、処理完了2月1日H15年上半期の事故報告で報告のこと		
6 鎮圧・応急措置完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者（消防機関の職員）が認定した日時を入力（記入）すること。 (1) 火災：火勢が防ぎよ下に入り、拡大の危険がなくなった。 (2) その他の事故：応急措置が完了した。		
7 鎮火・処理完了	事故種別に応じて、次のとおり現場の最高指揮者が認定した日時とすること。 (1) 火災：再燃のおそれなくなった。 (2) その他の事故：処理が完了した。		
8 覚知別	消防機関が事故を覚知した方法の該当する区分を選択（記入）すること。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <th>覚 知 方 法 区 分</th></tr> <tr> <td> 1 1 9 無線 ホットライン 警察電話 駆付 事後聞知 一般加入 その他 </td></tr> </table> なお、「その他」の場合は、（ ）内にその内容を入力（記入）すること。	覚 知 方 法 区 分	1 1 9 無線 ホットライン 警察電話 駆付 事後聞知 一般加入 その他
覚 知 方 法 区 分			
1 1 9 無線 ホットライン 警察電話 駆付 事後聞知 一般加入 その他			